

議 長 皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
(午前 9 時 00 分)

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問に入ります。

通告順位 5 番、議席番号 4 番、児玉洋一議員。

4 番 児 玉 おはようございます。通告順位 5 番、議席番号 4 番、児玉洋一でござい
ます。

私のほうからは、「健康長寿のまちづくり」の推進をということで、一般質問をさせていただきます。

本年 11 月現在、当町の高齢化率は 38.6% を超え、町民約 2.6 人に一人が 65 歳以上の高齢者となり、平成 32 年には 40% を超える見込みです。

今後、要介護認定者数の増加による、介護給付費・医療費の増加が予想され、こうした介護ニーズの対応が高齢者福祉の喫緊の課題であり、元気なお年寄りをふやす「介護予防」の取り組みが極めて大切であります。

このことは、7 月の町長による所信表明でも述べられているとおりです。

県においても、健康寿命延伸に向けた「未病改善」を推進し、県・町・民間が連携した健康支援プログラムの展開や新たな介護予防事業も必要と呼びかけています。

健康寿命を延ばし、いつまでも元気な高齢者をふやす。こうした健康長寿のまちづくりが、介護給付費や医療費の抑制につながり、行財政にも大きく影響があると感じ、次の考えを伺います。

1 「健康長寿のまちづくり」宣言で町民の意識向上を。

私の所属する福祉教育常任委員会では、本年 9 月、埼玉県鳩山町を視察してきた。そこは、町を挙げて健康寿命延伸に向けた介護予防事業が盛んであり、埼玉県内で 3 年連続健康寿命 1 位を記録する、まさに高齢者が元気なまちづくりを行政・議会・団体・企業・学生・地域が一丸となって取り組んでいる姿勢が伺えた。

そのきっかけづくりの一つとして、鳩山町長は「健康長寿のまち はとや

ま」宣言をしたことで、町民の健康意識が高まったと伺った。

未病改善を進める神奈川県、特に高齢化率の高い山北町こそ、健康長寿のまちづくり宣言など、一つのスローガンを掲げ、町民全体の健康意識の向上を図るべきと思うがどうか。

2番、健康寿命延伸に向けた組織体制の充実を。

現在町内には複数のボランティア団体による介護予防事業が実施されている。個別団体では、それぞれ趣向をこらしたすばらしい取り組みをされており、事業にかかわるボランティアの関心も高かった。

ただ参加者や関係者からのヒアリングの結果、「もっと参加者がふえてほしい」「合同発表会などのイベントがない」「移動手段が不便」「行政との連携不足」などの声が多かった。

今後、健康寿命延伸に向け、こうした声に応えていくためにも、官民連携による健康寿命延伸協議会などを組織し、横軸連携による参加者増加へのしかけづくり、合同イベントなどの開催、交通機関の整備等、情報共有が行える環境も必要だと思うがどうか。

3つ目、ポイント制度の見直しで参加者増加の取り組みを。

町内のポイント事業は、健康づくりポイントや介護ボランティアポイントなど、その性質によりポイント制度が展開されているが、現状はうまくポイント制度が活用されておらず、参加者も伸びていない。

その理由に、「申請手続きが面倒」や「周知不足」の声も聞く。

町民の健康意識やボランティア参画意識向上に向け、複数あるポイント制度の一元化や県が推奨する携帯端末アプリケーションなどの活用を推進していく考えは。

以上です。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 児玉洋一議員から「『健康長寿のまちづくり』の推進について」の御質問をいただきました。

初めに1点目の御質問の「健康長寿のまちづくり宣言」で町民の意識向上についてであります。本町は県内においても高齢化率が高く、その進行

は年々進んでおります。

国では、高齢化の進展に伴う医療費の増加を抑制するため、健康寿命の延伸を掲げております。医療費を増加させるさまざまな要因としては、「はしご受診」、「ジェネリック医薬品の普及おくれ」、「健康診断の未受診」等があり、これらの要因を減らし、医療費を削減させるために、医療分野におけるビッグデータの活用や各種健康診断の結果、医療データの分析などにより、多くの方の健康を増進しようという取り組みを進めようとしております。

本町でも、健康長寿のまちづくりを推進していくため、健康づくり事業や介護予防事業を着実に推進し、「健康長寿のまちづくり」宣言も視野に入れ、健康意識を高揚できるよう、積極的に各種事業に取り組んでまいります。

次に、2点目の御質問の「健康寿命延伸に向けた組織体制の充実を」についてであります。

町では、高齢になっても元気な生活を送るための取り組みとして、介護予防教室を実施しております。現在、町の介護予防教室は、一度参加すると要支援要介護状態になるまで通うことができる教室が3カ所、毎年参加者が入れかわる教室が1カ所、合計4カ所の教室を実施しております。

要介護状態になるまで通うことができる教室は、参加者の年齢層が年々高くなっており、また、支援するボランティアの方々も新規の参入がなかなか進まず、こちらも年齢層が高くなっているという状況にあります。

また、参加者のおよそ半数は送迎が必要なため、御自宅近くから教室までの送迎をしており、合同発表会におきましては、60名を超える参加者の移送方法というような課題も生じてきています。

このような現状を踏まえた上で、各組織と行政との連携を図るために、今年度はボランティアの方全員を対象とした全体会議と研修を実施し、課題の抽出やボランティア同士の交流を図りました。さまざま御意見や御提案をいただくこともできた有意義な機会でしたので、今後も継続して行い、各機関の連携を図っていくとともに、町民の皆様の健康寿命が延伸できるよう、効果的となる介護予防組織・体制のあり方の研究を継続してまいります。

次に、3点目の御質問の「ポイント制度の見直しで参加者増加の取り組みを」についてであります。町では現在、町民の皆様が自発的に取り組んで

いる運動及び健診や、健康事業等の参加者にポイントを付与する健康づくりポイント事業と、介護施設や介護予防事業等で介護ボランティア活動を行った際にポイントを付与する介護ボランティアポイント事業を展開しております。

この二つの事業は、対象者が町民であることは共通しておりますが、ポイントを付与する過程や対象になる活動に共通点がないため、現状で一元化することは難しい状況です。

御質問の申請手続の煩雑さや周知不足につきましては、これからも参加者の声を取り入れ、制度や手続の簡略化を図るなどして、利用しやすい制度となるよう改善に努めるとともに、機会あるごとに広報紙等で周知を図ってまいります。

また、県が推奨する携帯端末アプリケーションは、スマートフォンを持ち歩けば、歩いた歩数や距離を自動で記録される仕組みとなっておりますので、健康づくりポイント事業の運動管理にも役立つと思います。

このアプリを初め、ほかにも民間の健康管理アプリなどで効果的なものがあれば、活用していきたいと考えておりますし、町の健康ステーションも効果的に利用していただきたいと思いますので、パンフレットの配布や広報紙等により、これからも積極的に周知・啓発に努めるなど、各ポイント事業への参加者数の増加に取り組んでまいります。

議 長 児玉洋一議員。

4 番 児 玉 それでは、順番に再質問のほうさせていただきたいと思います。

おおむね答弁いただきまして、前向きな御答弁だったと思ってございます。

今回、健康長寿のまちづくりということで、山北町がまさにこれからというか、もう既に迎えていますけども、超高齢化社会をこれからどうやって受け入れて、どうやって生かしていくべきなのかと。こうしたことをテーマに私も所属する福祉教育常任委員会といったところで、これまでもずっと調査研究を進めてきたというわけです。

山北町だけじゃなく全国的に見ても同じ状況にあるとは言えると思いますけれども、そんな中で福祉教育常任委員会、このテーマをもって健康長寿のまちづくりを積極的に進める埼玉県鳩山町のほうを視察してまいりました。

健康長寿と調べると健康上の問題で日常生活が制限されることなくできる期間という形で定められています。

神奈川県では、厚生労働省ですね。こちら発表した2016年のデータですけれども、男性が72.3歳で、全国でこれが16位という基準ですね。女性は74.6歳で全国31位というデータ、これが残ってございます。

この数値は毎年当然変動がありますんで、現在と若干の違いがあるかもしれませんけども、まずこのあたり平均寿命といったところと、健康寿命といったところ、この山北町の現状というのは把握されているかどうか、これはちょっとお聞かせいただきたいんですが。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

お答えさせていただきます。

山北町におきましては、KDBという国保のデータベースというものがございまして、そちらのほうのデータベースから示された町の直近の平均寿命では、男性が81.3歳、女性が86.7歳。

健康寿命に関しましては、男性が66歳、女性が67歳、これが直近の数値として出ておるんですが、山北町のデータと申し上げましても、町のほうで今出させていただいているものは先ほど申し上げましたとおり、国保のデータベースということで町の国保に入ってもらえる方の数値でございまして、町全体というところとちょっとほかの保険機関のほうの数値等が取り込まれておりません。県のほうもそれが持たれていないために、町のほうの持っているシステムで出したのが、今の数値のところを把握しているところでございます。

議 長
4 番 児 玉

児玉洋一議員。

済みません。今御答弁いただきましたが、KDBですね。国保データベースといったところですね。厚生省のほうのデータは使われていないということのかなと思う。厚生省のほうで調べると平均寿命が81.9歳と男性は、女性は87.26歳という形で神奈川県のほうでは出ているんですかね。ああ、ごめんなさい。神奈川県は81.3歳、女性が87.3歳という形で出ているようですね。こういう形でいきますと、どうなんでしょう。国保データベース調べということ、もしかしたら、そういった違うデータベースで見られているのかなと思いますけども、何か指標を図る基準データベースというのは、神奈川県で

は図られていないという、そういう解釈ですか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 お答えさせていただきます。

現在、神奈川県でも平均寿命、それから健康寿命、そういったものにはこ
とし取り組みのほうも示しておるんですが、まだ県内全域のそういったも
のが取り込まれてないような状況でございます。

ですから、先ほど申し上げました町といたしまして、つかめる数値のほう
が町のほうで管理している国保データベースのほうから出させていた
いでいるものでございます。

厚労省といたしましても、現在、三つぐらいの平均寿命の健康寿命のほう
の換算の仕方というのが示されているようなものです。それを神奈川県とい
たしましても、加味した中で日常生活動作が自立している期間の平均とい
うものを今県は取り込もうとしているところでございます。

ですから、県のほうも、これから各市町村のほうの数値というものを把握
しようというところは動いているそうですが、ただし先ほど申し上げまし
たとおり、国保連のほうのデータベースのほうは取り込めても、ほかのほう
の保険機関のほうに関して、まだ、なかなか難しさがあるような状況で進
めているというふうに伺っております。

議 長 児玉洋一議員。

4 番 児 玉 委員会のほうで視察した埼玉県なんですけど、こちら健康寿命の算出基準
というのは、もう既に設けられていて、埼玉県内全域でやっているそう
です。展開されているそうです。

これは、実は厚生労働省とは全く違う算出方法を持ってまして、基準と
なるものが65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間
として、具体的に介護保険制度の要介護2以上になるまでの期間を健康寿命
としている。それを基準として算出しているようなんですね。専用のソフト
があるようなんですけど、そして、平成33年はないんで、今から3年後にな
りますけど、これの目標値を定めていると。男性は目標の寿命というんです
かね。これを65歳から17.63年、ですから82.63歳という形になるんでしょ
うか。女性は20.26年という形で、かなり平均寿命と健康寿命の差で見るとい

形ではなくて、独自の算出方法で目標値を定めているということで、埼玉県内のほうでは進めているようです。

神奈川県は今お話ありましたけれども、何か未病改善とか、健康寿命延伸とか言っている割には、なかなかうまく統一したデータベースがないのかなという印象を受けました。

そういった意味で、やはり、ある程度は健康寿命に対する目標値といったものを設定すべきかなと思っているんです。平均寿命と健康寿命の差が縮まることが、まさに健康長寿のまちづくりへの一歩と感じると、そうした、そのためにも目に見えるデータのほうを町民に開示して、意識改革と言うんですかね。意識づけをしていく必要があると。少なくともほかの町との比較、そういうものも欲しいですし、例えば神奈川県だけで全体では難しくても、近隣の県西地域とか、そういったところで統計をとってみるとか、そういったそのあたりお考えはいかがでしょう。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

お答えさせていただきます。

先ほど議員が申された埼玉県のほうのところ、これは、実は神奈川県のほうもそういうすべのほうを今指示したりしております。

先ほど申しあげました日常生活動作の自立している期間の平均、これは介護保険で要介護度2以上の方が健康であるという期間の考え方だというようなことが示されておりまして、この方法で算出することが一つの特徴としましては、県内の全市町村での算定が可能な方法というようなものもございまして、神奈川県のほうが今各市町村のほうへそういったものを指示しているというようなところがございます。

ただ、先ほどから申しあげましたとおり、厚労省としても三つの健康寿命のほうの捉え方というような方針が示されておるところ、そういったところを含めると算出の算式が微妙に違っているようなものですから、全く基準が統一というようなものでもないようなところがあります。

それと議員おっしゃられたとおり、こういったものを一つの取り込みしながら、町のほうの健康推進、そういったものに生かすべきというような考えがございます。

今、先ほど申し上げましたとおり、データベースのほうでは、町のほうの数値は出ている。ただし、町全体というよりは国保加入者を基準としても、それから近隣の市町村、まだ数値のほうが取り込んでいるさなかでおりまして、公表もしてないところで、もちろん県のほうもそれを集約して、各市町村同士のまとめもしてないようなことです。

ただ、そういった方向には進んでおります。ですから、周りのほうの数値と比較して山北町としてみたら、健康寿命が非常に伸びている。あるいは、まだまだというようなところのそういう比較対象とかもはっきり見えてくれば、当然そういったことも意識しながら、あるいは皆様方に周知した中で健康推進、そういったもので努めたいというふうに考えておるところでございます。

議 長 児玉洋一議員。

4 番 児 玉 目標値なり、スローガンなりを掲げて、そこに対して意識を向けていくというのは、やはりこれから必要になってくる、健康長寿のまちづくりを進めていく上では必要になってくるのかなと思っています。

そういった意味において、宣言といった部分ですけども、健康長寿のまちづくり宣言、これは県西地域の各市町村いろんな宣言がある、いろんなところでしているんですけど、この山北町で見ると昭和58年の交通安全都市宣言というのと、平成4年に非核平和都市宣言、この二つしかなさそうなんです。お隣、松田町を見ると、平成28年に温暖化対策を唱える松田町「COOL CHOICE」宣言というのをやっていたり、27年には観光客とか町民同士の思いやりやきずなを深めるための「オール松田おもてなし宣言」というのをやっているんですね。新しい宣言も出ていますし、開成町なんかでは特色を生かした「サイクルシティ宣言」なんていうのをやっているんですね。箱根町では「環境観光都市宣言」、まさに観光ですよ、そういったところの宣言をしていますね。

こういった意味で時代に見合った宣言とか、目標こういったものを周知することで、町民意識の向上を図っているというふうにかがえるかなと思います。特にというか、現に鳩山町のほうでは健康長寿のまちといったところ、「健康長寿のまち はとやま」というものを宣言して、目標値をやっている

と。健康寿命が第1位とそこら中に看板なり、のぼりなりが掲げられている。そういった意味で3連覇といったところで、見事な成果をなし遂げているんだと思いますけども、やはり高齢者が介護予防事業とか、この生活の中に積極的に運動を取り入れていく、そういったものは健康意識向上につながっているんじゃないか、そののぼりとかがあるおかげでそういうのにつながっているんじゃないかということで、関係者のほうもおっしゃっていました。

逆にそういったモデル事業をやることによって、国とか、県に認められて、補助金申請なんかの足がけになったりもするなんて話も伺いました。

こうした背景からもやはり近隣のどこの町よりも高齢化が進む山北町といったところから、あえて逆転の発想でここは「健康長寿のまちづくり」を宣言してしまうと。改めて、こうした考え、町長のほうどうでしょう。

議 長 町長。

町 長 答弁でもお答えしていただいたとおり、大変そういったようなものがないんじゃないかというふうに思っておりますので、検討させていただいて。私のほうとしては、鉄道のまちであるとか、子育てのまちであるとか、健康長寿のまちであるとか、さまざまなことが山北町に該当すると思っております、そういった中でその中の一つであろうというふうに思っております。

議 長 児玉洋一議員。

4 番 児 玉 ぜひ進めていただきたいなと思っています。

逆に県も昨年の3月に「かながわ未病改善宣言」というのをしているんですね。その中で未病改善活動、いわゆる健康長寿のためには、三大要素として言われていますけれども、食と運動と社会参加、これがトライアングルの形で積極的に取り組むことが重要としていると。行政と企業や団体、これが官民連携になって、健康支援プログラムという、この仕組みづくりが必要だといった形で述べていますけれども、この辺県が進める健康長寿延伸に向けた健康支援プログラムの策定とかも、その他未病改善に対する当町の進捗状況、そのあたりは何か動きはございますか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 お答えさせていただきます。

未病改善に向けてということで、現在、御存じだと思いますけども健康福祉

センターのほうに未病センターという形で、各施設の健康器具のほうを設置させていただいております。今は大井町のほうにもそういった施設ができて、その施設等へ絡めた事業のほうの取り組みですか、これは県のほうが、一応、軸となってやっていただけたらと思うんですが、町のほうからは、このような協議をする上では、当然5町、こういったものもきちんと意識を持って協力しながら、そういったような取り組みには参加していくつもりではございます。

それと、実際に町のほうで未病センターのほうの各器具、設置当初は珍しさもございまして、利用のほうが結構多かったんですが、その後、ここ近年最近では、少し人数のほうの推移が横ばいになっているかなという、ちょっと懸念はございます。

ですから、こういったものも踏まえて、もう少しやはり我々のほうも周知、そういったもの利用促進をアピールしたいかなというような気持ちは持っております。

機器に関しましては、なかなか高価なものですから、こういったものをほかの大きなところのようにできるというのは、なかなか難しいので、健康管理を保健師のほうで説明するようなことも考えながら、この県のほうの未病関係に関しては取り組んでいくつもりでございます。

以上です。

議 長 児玉洋一議員。

4 番 児 玉 やっぱ行政だけがやっても絶対難しい問題だと思うので、ぜひ官民連携ですよね。埼玉県なんかは大学とか、そういう学生なんかも入れて、有識者を入れて、かなりそういったところは積極的に取り組んでいるようでございます。健康支援プログラムといったところも含めて、そのあたりを考えていただければかなと思います。

次の質問に移りますけども、この介護予防事業のほうですけども、決して山北町もやってないわけではないと思うんですよね。町内各所で答弁書の中にもありましたけれども、ボランティアさんなんかを中心にいろんな予防塾なり、健康教室など、個別単位では素晴らしい活動をなされている。改めて、現在の山北町の介護予防事業の詳細ですかね。このあたりの取り組み状況と

かをお聞かせください。

保 険 健 康 課 長

お答えさせていただきます。山北町のほうの現在の介護予防事業の取り組みでございますが、町長のほうの回答にもありましたとおり、四つの団体が構成されておりまして、主に山北地区を対象としたさくら塾、それから清水・三保地区を対象としたふれあい塾、それから岸・向原を対象としたいきいき塾、また、ボランティアのほうが主体となって、1年間活動しております。これは清水地区のほうで行っておりますやまどり塾。こういった四つの団体がございます。先に申し上げました三つの団体は町主体で活動している期間が5月から8月、それから11月から2月というふうに限定されておるんですけども、それ以外の期間に関しましては、同じ団体のボランティアの方々がボランティア主催で取り組んでいただいているというようなことがございます。町のほうの主体のときには、午前中に認知症予防の取り組みですか、ゲームを行ったり、手工芸等を行ったりしているような活動をしておりますし、また、午後に関しましては、転倒骨折予防教室、転倒予防のための、そのような対策のほうを体操ですとか、そういった形で行わせていただいているところでございます。

現在、4塾のほうでの参加者に関しましては、直近で74名の方が参加しているという状況で、また、ボランティアの人数に関しましては、45名の方が手伝っていただいていると。この45名に関しては微増しているというような推移ではございます。

議 長

児玉洋一議員。

4 番 児 玉

まさに、実はこの福祉の委員会の中でも、この10月から11月にかけて、現状把握と課題抽出、そういった意味も込めて、今言われていた四つの予防塾を視察してきました。実際に見てきました。参加もしてきました。そんな中で、非常に皆さん、すばらしい、活気あふれる、すばらしい活動をそれぞれ個別単体の団体の中ではやられておりました。

ただ、話を伺ったんですけれども、どうしても参加者の方とか、そういったボランティアの方たちから伺った話ですと、やはり、ほかの団体との交流とか、行政とかも連携が薄いなとか、どうしても町がボランティア任せになりつつあるかなど。実は初めて見にきてくれましたとか、議会のほうも、こ

これは反省しなければいけないんですが、議員の皆さんが見に来ていただくのは初めてですなんて言われたりもしたので、こういったところは委員会としても、これから積極的に、やっぱり状況を現状把握していかなければいけないかなという反省点も踏まえながら、いろんなヒアリングをしてまいりました。

そんな中で、この視察先の鳩山なんかでは、ボランティアの人たちが、実務を中心に行う健康づくりサポーターの会という組織をしていたり、逆に、それよりも一つ上というのですかね、上部組織というんでしょうか、町全体の健康増進に向けた取り組みとか、目標を設定したりとか、そういう次世代のボランティアを育成したりとか、そういったところを取り組む健康向上委員会というものを組織しているようなんです。この構成メンバーが、事務局がかじ取りをしている。ごめんなさい、事務局が行政、町がかじ取りをしております、これは社協とか包括とか、ボランティアとかは当然なんです、企業とか大学とか、そして議員も充て職というわけではなくて、議員も積極的にメンバーに参加して垣根のない組織をつくっているといったところで、会議方式も結構ユニークで机を並べて意見交換するだけではなくて、グループ討議みたいなものにして、発表会方式みたいなこと。いろんなユニークなやり方をしているので、非常におもしろい会だというふうに伺いました。

こうした新しい組織体というんですかね、先ほどボランティアの連携、横軸はさしているけれども、というお話がありましたが、もっといろんな第三者を交えた健康づくりに関して、新しい組織みたいなのは必要かなと思うんですけれども、そのあたりは、改めて町長どうでしょう。

議
町

長
長

町長。

埼玉県の鳩山町はそういうようなすばらしい取り組みをして、非常にすばらしいなというふうに思っておりますけれども、私が今考えている、あるいは、また県のほうの取り組みとしては、まず、未病で神奈川県が行おうとしているのは見える化ということでございます。つまり、いろんな健康運動、あるいは介護塾、いろいろな、あるいは認知症、さまざまな自分で心配があって、それに通って健康を維持するという方法はもちろんすばらしいというふうに思いますけれども、やはり、その前に自分が一体、将来どういう病気

になる可能性が一番高いのか、そういったものが数値で、ある程度示せるならば、AIを使って、当然そういったようなそれぞれの方に対して、あなたはこの数値が出ているから、こういう病気が将来心配されますよという方向に行くのが神奈川県のお考えということですので、我々もそういうような考えの中で、それに適した予防的なことを御自分でやる、あるいはそういったような塾とか、そういったものを使って、例えば水中運動がいいですよとか、あるいはポールウォーキングがいいですよとか、さまざまなその人に合ったようなものを提供していく、そういった方向に進みたいというふうに思っております。

議 長 児玉洋一議員。

4 番 児 玉 まさに、そうしたことを考える組織体をつくってもらいたいというふうに思っているんですね。なので、行政だけが考えるのではなくて、県から今おとりてきたり、推奨しているものをいろいろピックアップして、それは行政だけが考えたってしょうがないので、ボランティアなり、もちろん参加者なり、議員も含めて、いろいろ新しい組織を立ち上げて、新しい何か、健康づくりに関する何か組織をつくって活動していただけたら、健康づくりにつながっていくんじゃないかなというふうに考えてはいると、そこだけでございます。

ちょっと長くなっちゃいますので、次に移りますね。あとは、先ほどからやはり意識して目標、健康づくりをしていくといった意味では、やはり何かモチベーションが高まる要因として、例えばイベントとか合同発表会、何かそんなのがあったらいいなという声も聞きました。こういった意味からも、例えばビオトピアを使って、未病センターですね、あそこを使ってやるとか、何か町内、なかなか難しいかもしれないですけど、何か新しいイベントを考えると、そういった健康づくりに関するイベントに関していかがでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 お答えさせていただきます。今、明確にこのような取り組みをしているというのは、正直言ってまだございません。例えば先ほど、合同発表会、そういったものも一つの意識を高める上では必要かなというのはございます。過

去に一度やらせていただいたこともあったのですが、今、例えばこの介護予防とか、そういったものの取り組みの関係でも、高齢が進んでいるというような状況がございまして、皆様方に推進することによって、送迎がかなり求められてきます。そうすると、保険健康課として、単独で送迎するには限界というのがございまして、そうすると大きな活動になってくるので、イベントだとか、そういった部分の取り組み、事業として起こす上では慎重論と、それから、送迎を何でもかんでもしていいかという、これもやはり慎重に検討しなければならないところがあると思います。

ただ、健康がいろいろとうたわれている中、医療費のほうはかなり伸びている中では、そのような取り組みの効果があるとは思われますから、慎重に協議した上で必要な事業に関しては、ぜひ提案して何とか行えればいかなというふうには考えているところでございます。

議 長 児玉洋一議員。

4 番 児 玉 まさにそうですね。山北町は広大な敷地の中に高齢者の方も点在しているんじゃないでしょうか、先ほどの介護予防教室の70名を超える参加者の方を見ても、それを一手にまとめてどうにかといった形で考えると必ず浮上してくるのが公共交通機関の問題、移送の問題という形になるかと思いますよね。ここの部分については、やはり別のセクションで慎重に、やっぱりここは考えていていただけないなと思っています。昨日の質問でもありましたし、おそらくこれからの質問でもあるかもしれません。交通機関の見直しですよ。そういったところは、いろんな部分で高齢者の問題に限らず、いろんな部分で必要なポイントになってくるかと思っていますので、ぜひ、さまざまな地域や団体と公共交通機関の整備を御検討は、それはいただきたいなと思っています。

ちょっとイベントの話になりましたので、イベントの部分でちょっと言いますけれども、例えば、今重複するようなイベントもあつたりとか、10月から11月、12月ぐらいにかけて、かなり毎週、毎週イベントが重なって、これは職員のほうからは非常に言い出しにくいことかもしれませんけれども、かなり準備や片づけも含めて、毎週、毎週御苦労なされているかなと思っています。

なので、そこであえてまた新しいイベントをやれという、非常に難しいかな、そこは到底考えにくいので、だからこそ、イベントの見直しとか、上げてしまえば、山北の健康スポーツ大会とかは、2年ほど前から自治会の参加がいなくなって、非常に参加者自体も少なくなっているのかな。その割には職員を含めた関係者の方が非常に多い。非常に御苦労なされているといたところで、そのあたりで、例えばチャレンジデーは同じような性質を持ったイベントかなと思っているんですけど、このあたりの見直しというか、考え方みたいな何かあたりはされますか。

議 長

町長。

町

長

イベントについては、私も前からできるだけ一緒にイベントができないかと。山北町のイベントといいますと、どうしても例えば商工観光課が主催、あるいは農林課、生涯学習課というような単体で行って、手伝うというようなイベントが多いんですけども、これを複数の課が同じ日にイベントができないかということで、今現在、一番多いのは産業まつりのときに農林課、商工、そしてD52を動かしますから都市整備、そして福祉センターのキッズカーニバル等をやりますから保険健康課というような複数の課がかかわっております。そういった意味で、そのイベントにおいても、できるだけ多くの大勢の課が同じ日にイベントができないかというようなことで、いろいろやっておりますけれども、それには少しずつ時間がかかるというふうに思っております。そういったことではできるだけ、そういう方向に進んでいきたいというふうに思っております。

議

長

児玉洋一議員。

4 番 児

玉

イベントの集約化というのは非常にいいことなのかもしれません。おそらく職員の皆様にとっても、非常に助かるようなことなんじゃないかな、なんて考えています。チャレンジデーとか、そういったところも多く活用してもらって、あれも職員の負担はそんなにないけれども、各団体で、いろんな活動団体の方たちが頑張っていて、健康づくりに対して、そして、あれが何が一番いいかという、目標を掲げているじゃないですか、前年度の実績を上回ったとか、金メダルをとったとか、ほかの町に勝つんだとか、そういったものが、目標指標があれば、結構みんなそれに対して頑張るんですよ。だ

から、そういった意味だからこそ、目標値なり、何かスローガンといったところは常に掲げておく必要があるのかなと、そういう意味合いの全体的な今回の質問にはなってはございます。ぜひ、イベントの部分の集約とか、そこは前向きに検討していただきたいと思いますと思っています。

あと、このイベントの話で、例えば高齢者の方たちとお子様たちを交えた世代間交流みたいなのがもっとできるような、何かそういうのもおもしろいかなと思うんですが、そのあたり何かいいアイデアあるでしょうか。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

お答えさせていただきます。

保険健康課といたしましては、今、介護予防塾というようなものを取り組んでいるところなんですけども、実はまだ検討段階なんですけど、介護予防塾の、今は一つの塾なんですけれども、山北こども園の園児とその予防塾の活動、それをバッティングさせて、いわゆる介護予防、高齢者と言っているのか、申し上げちゃっていいかどうかかわからないですけども、高年齢の方とそれから園児たちが介護予防塾の中で物をつくる、歌を歌う、踊る、そのような取り組みというものを、現在、福祉課、こども園、それから予防塾の一つのそういった方面を含めて、できれば来年度の中でそういう取り組みというものをやってみる。それで、また、それが、効率がよければ、ほかの塾とかそういった方面とかにも結びつけて、いわゆるお年寄りが園児、子どもたちと触れ合うことで、また元気な感覚、頑張る気持ち、そういったものが推進できればなというふうに考えて、今、来年に向けて協議・検討しているところでございます。

議 長
4 番 児 玉

児玉洋一議員。

そうですね。まさにこれ高齢者が元気になる三大要素のほかに一番いいのは笑顔だというふう話があります。その笑顔をとるためには子どもたちと大きく触れ合うといった意味では、笑いが生まれるかなというふうに思っていますので、新しい、そういった事業を積極的に考えていただきたいと思います。

次に移りますけれども、ポイント制度の件ですけども、こちらは毎回、毎回ポイント、介護ボランティア制度とか健康づくりポイント事業、こちら毎

回、毎回質問でも上がっています、決算とか予算委員会の中でも。実際、町は参加者増加のために周知を図りますという回答にとどまってくると思うんですけども、あえて、また伺いますけれども、現在のこのポイント事業のポイント状況、現在の進捗状況というのは把握されてございますか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 お答えさせていただきます。現在、ことしの健康づくりポイント事業のほうに御登録いただいている方に関しまして、ノートのほうを配布させていただいておるんですけども、去年のポイントノートを配布した数でいいますと、204名でした。これは実はその前の28年は167名でしたから、前の年に比べるとふえてきているところでございます。

それと、介護ボランティアポイントのほうの事業の参加者に関しましては、現在75名の方がポイント事業のほうに参加していただいているところでございまして、こちらに関しても微増というような進行状況でございます。

議 長 児玉洋一議員。

4 番 児 玉 徐々に成果があらわれてきているんじゃないかなと思っています。そういった中でも、やはりまだまだ周知不足であったり、どうしたら、そういうのがやれるのかなと知らない方が多いですね。あとは、ポイントがたまることによって還元されるサービスが、実は結構山北町では商品券があったり、さくらの湯があったり、実はいいものもあったりもするので、これはいい事業だと思うんです。ぜひ伸ばしていただきたいと思います。同時に、やはり県が推奨するアプリケーション、これは答弁にもありましたけれども、町のほうでもしっかりとこのあたりを把握しているようでございますので、ここはもう少し周知をしていく。今の時代、やはりこのアナログ世代の方たちとデジタル世代の方たちが融合している社会でございますから、こういうスマートフォンなんなりを使って、今、健康管理アプリなんかはいっぱい入っていますからね、持って歩いて、歩けばそれだけで歩数がカウントされたり、今や体重管理であったり、血圧管理であったり、いろんなものがここで情報を集約できます。歩いたウォーキングマップなんかもどんどん形成されていく。それをデータ管理できる、そういう便利な機能があるんです。

埼玉県でも当然それはやっていました。神奈川県を調べたら、神奈川県で

もありましたといったところで、これも一番いいのは、ポイントをためると、抽せんで県内の施設の割引サービスが受けられたり、飲食店でサービスが受けたりというのがあるんですね。残念ながら山北町で使えるクーポンというのはないんですね。近隣でいきますと、大井町のビオトピアさんだったり、厚木、秦野、箱根、これの温泉施設の割引だったり、松田町ですと、ラーメン屋さんの何かサービスを受けられたりするんですが、ぜひ、こういうのに山北町は積極的に加わっていく、かかわっていくというのも健康づくりを進めていく当町にとってはいいのかなと思っているのですが、このあたり、どうでしょうか、お考えは。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、スマートフォンとか、そういったものを利用して、アプリで、自分でわざわざやらなくても、日常生活の中でそういうデータがほとんど蓄積できる、そういったような時計型のやつとか、最新のもあるみたいですが、そういったものは、ぜひ、これからもどんどん積極的にPRして、またやっていただければいいなと思いますし。私の中で一つポイントで考えておりますのは、先ほども言いましたように、健康の見える化ということですので、さまざまな今ビオトピアには、相当そろっておりますけれども、山北の福祉センターでも何台かいろいろなものがありますので、そういったもので、御自分ではかっていた中でポイントをつける、つまり、そういったようなことも大事ではないかということで、やはり御自分で御自分のデータをよく、しっかり把握していただいて、自分に合ったような健康的な運動なりをしていただくようなほうにもっていくには、そういったアプリも必要ですし、また、さまざまなポイント制度の中で見直しを図るということは大事ではないかというふうに思っております。

議 長 児玉洋一議員。

4 番 児 玉 前向きな答弁をいただきました。新しい情報に対して、敏感に感じて反応していく、そういう姿勢が必要なのかなというふうに思っています。今回の質問全般に関しては、すぐに結果が見込めるようなものではないと思うので、きのうの質問でもありましたけれども、どちらかというと、意識改革といったところ、そういう事業だと思っています。中長期的に見ても、今より平均

寿命も健康寿命も延びて、その差が縮まること、そのふたが縮まることで医療費とか介護給付費とかが抑制される。そこが、元気な高齢者がいつまでも活躍できる山北町、そういうふうにつながっていくんじゃないかなというふうに思いまして、私のこれで一般質問のほうを終了させていただきます。

以上です。

議 長 次に、通告順位 6 番、議席番号 8 番、瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 8 番、瀬戸恵津子でございます。

私は「元気な山北を」の実現をと質問させていただきます。

山北町第 5 次総合計画前期基本計画（平成 26 年度から平成 30 年度）が本年度で終了し、後期基本計画（平成 31 年度から 35 年度）を策定中のことと思います。

町長は平成 30 年 7 月に 3 期目の就任に当たり、所信を表明され、前期基本計画の事業検証を進めていると申されましたが、進捗状況はどうでしょうか。いくつかの廃止や見直しがあると思います。結果が出たものから速やかに説明を求めます。そして、実現に向けた施策を総合計画に位置づけなければなりません。

所信表明では、この 2 期 8 年で町が少しずつ元気を取り戻しているが、町の将来に懸念される大きな課題が顕著となった面もあり、3 期目については四つの重点課題に積極的に取り組みたいと決意を述べられました。

そこで、その課題について伺います。課題 1 とされています「将来設計をはるかに上回る人口減少」は定住人口の維持に向けた取り組みが喫緊の課題などというレベルの話ではなく、人口の減少を少しでも抑制して、この危機的状況から脱却し、基礎自治体として存続させることを真剣に考える時期を迎えたということだと。そのため、今まで進めてきた定住施策の効果検証をしっかりと行い、即効性のある事業への転換を図ることが必要だと述べられています。もはや、集合住宅を整備すれば急激に人口がふえるということではないと私は思うので、今後の事業展開を伺います。社会保障人口問題研究所、推計、2025 年推計人口は山北町 9,263 人。人口ビジョンでは、2025 年 1 万 599 人となっております。済みません、これは書いてございませんでした。

次に、課題2ということで、「生活交通の利便性の低下」は御殿場線では来春からICカードが使えるようになるが、絶対的に運行本数が少ない。また、富士急湘南バスも採算性から減便が行われると、利用者の立場から考えると、その利便性は十分ではない。JR等への要望活動を続けてきたが、十分な成果が得られていないのが現状だといわれたが、国に対して県と連携した要望をさらに増すべきだと思うが、その点についての今後の取り組みを伺います。

また、町内の生活交通手段について事業検証し、新たな移動支援制度の整備についての調査研究を進めると言われ、期待するところでございます。2020年には高齢化率40%超により、免許証返納者が増し、足柄上病院等への広域的な交通手段も視野に入れていくべきと考えますが、構想を伺います。

課題の3「未利用地の利用」は町土地開発公社が取得した約1.5ヘクタールの簡保総合レクセンター計画跡地や高松山事業用地の利活用や県立つぶらの公園の富士山の眺望を生かした開発を県とともに進める考え方はありますか。

また、企業誘致による雇用の創出は若い世代にとって人口流出防止や移住の呼び込みに重要なことでありますが、平山工業団地に未使用の一区画もあります。足柄地域広域ビジョンでうたわれているエネルギーの地産地消を推進するため、エネルギーの分散化からも太陽光発電を視野に入れた新エネルギー産業の振興に取り組むべきだと思います。将来構想はありますか。

課題の4と言われております「老朽化した公共施設等の更新、長寿命化」は平成29年度に公共施設と総合管理計画を策定し、取り組みを進められています。人口減少や少子高齢化による税収の減少により、公共施設や道路や橋、上下水道等インフラの維持管理費や更新費用等が財政運営に大きな負担となる懸念があります。そのため、国との連携をとり、計画の実施には早目に町民に公表すべきと提案いたします。以上でございます。

議 長 答弁願います。町長。

町 長 それでは、瀬戸恵津子議員から「元気な山北の実現を」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の質問の将来設計をはるかに上回る人口減少について、今

後の事業展開を伺いますについてであります。町の人口推移は平成2年を境に減少傾向が始まり、平成12年以降その減少数が顕著になってきたことから、町では平成21年度に山北町第1次定住総合対策事業大綱を作成しました。さらに、平成27年度からは山北町第5次総合計画で定められた人口目標の達成や重点プロジェクトである若者・定住子育て支援プロジェクトの推進を図るため、山北町第2次定住総合対策大綱を定め、若者・子育て世代を主軸とし、子育てと定住という二つの軸となる施策とともに、山北町北側元気づくりプランや東山北1000まちづくり基本計画など、30に及び重点施策を位置づけ、人口減少を食い止める事業を展開してまいりました。

このような取り組みの結果、子育て世代の転入や企業・商業施設の立地など一定の成果はあったものの、人口減少には歯どめがかからない状況となっているため、現在、総合計画の改定に合わせて、平成32年度からスタートする第3次定住総合対策事業大綱の策定準備を行っているところであります。

私は平成21年度からの定住総合対策事業により、町民の方々の定住環境が着実に向上していると認識しておりますが、人口減少に歯どめをかけるため、新たな大綱では三つの重点課題に取り組んでいきたいと考えております。

1つ目には町民アンケートなどにおいても、長年、懸案事項とされております交通の利便性の向上を図ることです。町内の公共交通に空白地域の解消や地域交通の利便性の向上、町内と町外の拠点施設をネットワークで結ぶ新たな交通インフラの構築について、最重要施策と位置づけ、さまざまな施策の後押しとして、人口対策につなげていきたいと考えております。

2つ目には、東山北1000まちづくり基本計画のさらなる推進であります。当町の現状を踏まえますと、若者や子育て世代を初め、多様な世代の方々が安心して快適に暮らすことができる良好な住環境の整備は依然として人口減少対策には有効な施策であると考えております。今後もさらに東山北駅周辺地域を中心に地域や地権者、企業の方々の御意見等を伺いながら、民間活力による良好な住宅開発や基盤整備を含め、さまざまな形で定住関連事業を展開し、点から線、面へとつなぎ、町全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

3つ目には関係人口の創出であります。近年は地方創生の流れの中で、一

足飛びに移住、定住に結びつけるのではなく、地域と何らかのつながりを持った関係人口に着目し、移住されてきた方々などを中心とした交流の場の構築や二地域住居、お試しサテライトオフィスなど新たなライフスタイルによる拠点づくりなど、関係人口から定住人口へつなげる取り組みも有効な手段だと思いますので、今後はやまきた定住相談センター事業の柱の一つとして取り組んでいきたいと考えております。

人口減少問題は本町だけでなく、全国的な問題でもあり、自治体間の競争をやみくもに行うことが結果につながるとは思いませんが、当町の急激な人口減少を少しでも抑制するため、新たな第三次大綱の策定に向けては、先に申し上げました三つの重点課題を含め、今後さまざまな検証、検討を重ね、効果的な施策を盛り込んでいきたいと考えております。

次に2点目の御質問の生活交通の利便性の展開について、一番目の御質問のJR等への要望活動についての今後の取り組みについてであります。初めに御殿場線の運行本数の状況については、JR東海に確認したところ、昭和62年の国鉄からJR東海へ移行した際に、約3割程度増便し、それ以降、約30年以上減便していないということでありました。

私は御殿場線の利便性を向上させるため、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議や御殿場線利活用推進協議会といった会議体におきまして、部会長や副会長という立場で主体となって鉄道事業者や国に対して、さまざまな要望活動を行ってまいりました。これまでの活動の結果、来春から御殿場線にICカードが導入されるなど、一定の成果が見られてきたと認識しておりますが、御殿場線の運行本数については増便には至らないのが現状であります。

さまざまな要望活動については、会議体を構成する県や関係自治体との連携を強化し、組織全体が同じ考えのもと、継続的に行うことが何より重要でありますので、今後も慎重にこれまでの取り組みを検証し、課題、問題点を改めて整理し、国や鉄道事業者に対して、より効果的な活動ができるよう努めてまいります。

また、御殿場線の運行本数をふやすためには、利用者を増加させることが必要でありますので、町ではJR東海と連携協力して、さわやかウォーキングや各種観光列車を運行するなど、観光客の利用促進を図るとともに、無人

駅となった山北駅で切符販売業務を行うなど、少しでも利便性が向上し、利用者が増加するように努めております。

なお、富士急湘南バスにおきましては、身近な生活交通手段である路線バスとしては十分な運行本数と言えませんので、町では町内循環バスを運行し、周辺地域の交通利便性の向上を図っております。

次に、2番目の御質問の新たな移動支援制度の整備について構想を伺います。についてであります。本町は町域が広大で、集落も分散しており、さらに御殿場線や富士急湘南バスの利便性が低い現状において、町内全域を考えると公共交通の空白地域が多く存在します。このため、町では役場庁舎の生活交通、都市計画、福祉、学校等の担当者によるワーキンググループを立ち上げ、新たな移動支援制度構築のために公共交通の現状を分析し、課題を洗い出す作業を開始しております。

今後も引き続き、来年度の新規事業実施を視野に入れ、運転免許証を返納された方や病院等への広域的な交通手段なども含め、生活交通を利便性の向上に向けた研究、検討を進めてまいります。

次に3点目の御質問の未利用地の活用について、一番目の御質問の町土地開発公社が取得した約15ヘクタールの簡保総合レクセンター計画跡地や高松山事業用地の利活用や県立つぶらの公園の富士山の眺望を生かした開発を県とともに進める考えはありますかについてであります。町の土地開発公社が所有する高松山事業用地は土地が分散しており、大部分が急峻で平地が少ないことから、民有地を含めた開発でないと土地の一体的な活用ができないことや高松地区までのアクセス道路や地区内道路の幅員が狭いことなど、企業誘致を図る上で大きな課題となっており、土地利用がなかなか進まないのが実情であります。

また、つぶらの事業用地は、これまでもさまざまな気候等から土地利用方策について御提案をいただきましたが、やはりこちらでも平地が少なく、大部分が急峻な山林であるため、大規模な造成工事が必要になるなど、費用対効果の面が大きな支障となっており、土地利用の実現には至っておりません。しかしながら、企業等の意見交換の中でも富士山のすばらしい眺望と昨年3月に一部開園した県立山北つぶらの公園や平成32年度中に供用開始予定であ

る仮称山北スマートインターチェンジの近接性がつぶらの事業用地の最大の魅力との御意見もいただいておりますので、このタイミングを好機と捉え、国、県や地域と連携した中で土地の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に2番目の御質問の企業誘致により雇用の創出は若い世代にとって人口流出防止や移住の呼び込みに重要なことですが、平山工業団地に未使用の一区画もあります。足柄地域広域ビジョンでうたわれているエネルギーの分散からも太陽光発電を視野に入れた新エネルギー産業の振興に取り組むべきと思います。将来構想はありますかについてであります、町では、これまでも町民の働き場所の確保や新たな移住、定住者の確保を目的として、諸淵工業団地や平山工業団地などに積極的な企業誘致を進めることで、定住促進を図ってまいりました。

御質問の平山工業団地につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、町土地開発公社が造成し、売却する土地として保有しており、現在製造業3社とコンビニエンスストアが立地しております。

未分譲区画は残り一区画となっておりますが、企業からの引き合いは、たびたびありますので、製造業を中心とした企業に早期分譲することで、町の税収の向上、町民の雇用の場の創出などについて図ってまいりたいと考えております。

一方で、本町のような自然豊かな町として太陽光発電や木質バイオマスといった自然環境を生かした新エネルギーの創出を図ることは大変重要なことと認識しておりますので、環境への負荷の少ない新エネルギーの導入や利用についても選択肢の一つとして考えてまいります。

次に4点目の御質問の老朽化した公共施設等の更新、長寿命化について、国とも連携をとり、計画の実施には早目に町民に公表すべきと提案しますについてであります、町では、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点に立って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う町の基本的な考え方を取りまとめ、ホームページ等で公表しております。

国からはこの計画に基づき、平成32年度までに施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定するよう求められており、現在、この個別計

画の策定に向けて調査、研究を進めているところであります。町道をまたぐ橋梁については、安全面も考え、先行して順次点検、整備等を実施していく考えですが、他については今後町民等の意見も聞き、施設の廃止、複合化及び用途変更などにより、施設総量の適正化を図るとともに、適正配置も検討していく必要があると考えております。

このため、個別施設ごとの利用状況や老朽度を調査分析し、国や県と連携しながら個別計画を策定し、優先度の高い公共施設から順次長寿命化を進めてまいります。なお、個別施設計画につきましても、策定後、町のホームページ等により公表してまいります。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

多岐にわたり、総合計画に関連することでもありますので、町長の所信表明で決意を表明されたことについての質問をさせていただきました。その中で、まず1つ目の人口減少のことでございますが、定住総合対策によって、さまざまな効果が出ているとは思いますが、まず最初に御答弁いただきました、人口減少を食いとめる事業をいろいろ計画しているという中で、交通の利便性の向上を図ることということで、まず質問させていただきます。

この後に、こちらの私の交通問題についての町長の決意の中で、2つ目の中でもお答えいただいているんですが、1つ目に交通空白区間について伺います。

この議論は町内の生活交通の便と、あと、JRの利便性、本数が少ないのではないかという、特にそれは通勤通学を使っている若い人たちの声をもとにされるものだと思うんですが、いつも思っているんですが、どちらかというとだんだんこの議論がJRのほうは相手があることですので、大変話が進みにくいんだらうとは思いますが、30年も減便はしていないというんですが、これから今後についてもうちちょっと増便ということは若い世代の課題だと思いますので、その点については、町長の取り組み、考え方について、もう一度確認させていただきます。

議 長 町長。

町 長 交通の利便性にとりましては、やはり不便だというのがアンケートで、毎

年アンケートをとれば、これが一番先に来るとするのは山北町にとりまして非常に大きな問題ということで、おっしゃるように、JR東海の問題、御殿場線の問題、あるいは富士急湘南バスの問題、そして、また免許返納者等による生活についても移動について困っている方、そういうさまざまな方がいらっしやいますけれども、それらが複合的に一番山北町にとりまして問題が多いということで、それらについて、できるだけ今後、今、いろいろ検討しておりますので。少なくとも今、町で福祉タクシーを共和さんがやっていたり、あるいは福祉タクシーの交通券を渡したり、いろいろなことをやっておりますけれども、そういったものをさらに充実させて、もう少しふやしていかないと無理かなというふうに思っていますので、それらは一番、最重要課題ということでやっていく所存でございます。

それ以外にも、やはり御殿場線の問題は特に大きな問題ですので、単に通勤、通学だけではなくて、やはり本数がふえるためには、どうしても乗降客を多くしないといけないということもございますので、そういった面からも人口対策、あるいは他の面も含めて、関係人口とかそういったものをふやしていかないと御殿場線もふえていかないということですので、それらを一つということではなくて、全体を一つずつ着実に検証して、今よりさらに利便性が高まるようにやっていきたいというふうに思っています。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

今、御殿場線の本数増のこととかおっしゃいましたけれども、1町だけではできないことでございますので、協議会とか、さまざまところで活動されていることと思いますが、五輪、オリンピックを機に御殿場線が富士山ビューとしては、どちらかという国は中央線というような感じでなってしまうと困るので、ぜひ国などにも働きかけて外国人客、日本人ももちろんなんですが、そういうことをふやすための働きかけとか今後されていくお考えはありますか。

議 長 町長。

町 長 基本的にはインバウンドの方等はほとんどIC乗車券ないしはほかの方法でやられると思いますので、そういった意味ではICカードが乗り継ぎがで

きるようにしなければ、どうしても、今現在、御殿場とかそういったところでも乗り継ぎをしてきて、外国人の方が精算で非常に困っているというようなことを伺っておりますので、そういった対策がインバウンドには非常に望まれることではないかというふうに思っております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

このインバウンドのこととか、これはもう2年後に迫っていることでございます。多分、国の力をかりなければできないことだろうと思いますので、今後もぜひ県、国と一緒に動いていただくのは、町長のミッションだと思いますので、きのうもありましたけれども、町長みずから動いていただきたいということをお願いするわけでございますが、どんな動き、私、思いますとは言ってくださいますけれど、今後、本数については本当に人口減や若者が出ていってしまう、大きな要因になっていきますので、ぜひ本数の増便に関しては力を入れてやっていただきたいと思うんです。この話がいつもよりか生活交通の話とごちゃごちゃになってしまっていて、もちろん生活交通のほうも大変重要なことなんですけれど、ちょっと分けていただいて、両方をしっかり取り組んでいただきたいと思うのですが、そういう話がすりかわってしまうのではないのですが、そういうことについては自身はどういうふうに分けて考えてらっしゃるのか、お考えを伺います。

議 長 町長。

町 長 一緒にしているつもりは全くございませんで、おっしゃるように、御殿場線、JRの利便性を向上させるために本数をふやしてほしい、あるいはもう少し御殿場までとか小山まで延伸して最終列車をもってほしいとか、雨のときに山北まで来てほしいとか、さまざまな要求はしておりますけれども、現実的にはJR東海さんのほうにはなかなか聞き入れていただけていないということがございますので、今月中に国交省のほうに御紹介をいただいて、お願いにも行こうというふうなことで計画しておりますけれども。それとは別に、増便ということになると、JR東海さんそのものの考えとしては、とにかく乗降客をふやしていただかないと増便はできませんよと。むしろ減便をしないようにしていきますというような答えですので、やはり増便して

いくためにはどうしても乗降客をふやしていく、そのためには、いきなり人口増はできませんので、今はおっしゃったような観光客インバウンド、そういったようなものをふやして行って、増便につなげるというようなことになろうかというふうに思っております。

議 長 副町長。

副 町 長 御殿場線の便の数につきましてです。はっきり申し上げまして、JRはふやすつもりは今のところ全くないということです。その議論は卵が先か鶏が先かという議論なんです。つまりJRの言い分としては、乗る人が多くなった段階で増便しますよと。我々が町長も含めてそうではないと。ふやすために、乗る人をふやすために便をふやしてくださいと、その辺のところをかなりの駆け引きで町長の指示により我々もやっておりますけれども、JRにつきましても、ちょっと前まではこんなこと言うたあれなんです、新幹線株式会社、これからは、今はリニア株式会社ということで、在来便については、余り、我々も商売ですからという言葉が返ってくる。でも、商売じゃなくて、やはり、かつての国鉄の時代からの公共交通の担い手としての役割があるだろうということを町長も強く言っているわけでございます。

その辺のところ、今、町長もおっしゃっているとおり、それでは、ある面では、上というのは国のレベルからトップダウン方式も含めた中で、あらゆる手を使っていっていかうと。IC乗車券の設置されることも一つですし、少しずつですが、その辺の最初は、JRはもうやる気がなかったんです、全然。ICも。ただし、できるようになったということは一つの前進として。これによって、また多少なり、乗る人がふえれば、またちょっと違った展開にもなってくるんじゃないかということで、町長のリーダーシップのもと、かなりJRとはやっておりますので、これからも継続して実施していきます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 よく御努力はわかりました。ぜひ、町長でなければできないことを、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。町長が基礎自治体の存続が危ぶまれるほどの人口減少の危機だと、初めてそのような厳しい見解を述べられましたのがすごく意気込みを、それを生かした5次後期総合計画の反映させるという意気込みを所信表明から感じましたので、ぜひ、それを御実現願いたい

と思うところでございます。

次に、順番にいきます。2つ目にはこれは人口減少に歯どめをかけるための三つの重点課題に取り組んでいかれるということの中の2つ目でございます。東山北1000のまちづくり基本計画のさらなる推進でございます。

私が最初人口減少のところで、やっぱり町長が即効的な手段があればそれを考えたいとおっしゃっているのですが、私は思うんですが、町営住宅の高層住宅をつくれれば、それは、40世帯として3人として120人は一気にふえますけれども、そういうことではないと思うんですが、即効的なことって、どんなふうなものをイメージされて、申されたのでしょうか。

議 長
町 長

町長。

実際、その簡単な即効性ということはないんですけれども、当初、一番確実な方法としては、新東名で住んでいただく方の住民票を何とか移していただけないかということで、さまざまなサービスをつけてやらせていただきました。何人かは移していただきましたので、効果はそれなりにはあったと思うのですが、こちらが期待した人数までには至っていないというのも一つでございますし。

それから、瀬戸議員がおっしゃったような、町が例えば駅前につくらせていただいた定住促進アパートというのですか、それに伴って民間がもう少しほかの地域で住宅等がふえていくというようなことがあれば、もう少し即効性があったかなというふうには思うんですけれども、なかなか、そこについても即効的にはいっていないと。しかし、効果がないわけではなく、実際にそこに住まれる方がいていただけますので、そういった意味ではそういったことがあるのではないかというふうに思っています。

ですから、今までは定住、お試し住宅等も含めて、定住していただける方をいろいろな方法でやってきたわけですが、それが、効果がないとは言いませんけれども、即効性という意味では若干時間もかかりますし、また、いろいろな中で計画的にやっていく以外はないということですので、なかなか即効性については苦労しているというのが、今の現状でございます。

議 長
副 町 長

副町長。

あと、それから議員さん、瀬戸議員の御質問の中に高層住宅を、町営住宅

を建てればいいのかという議論の質問がございますけれども、そうではなくて、私どもが考えているのは、既に建てればいいのかということではなくて、良好な住宅を建てていくということです。良好な環境がいい住宅、それによって町長も、今、言いましたけれども、それがもととなって、周りに民間のほうも進めていくということで、高層住宅をぼんと昔のイメージの中に建てるということじゃなくて、そういうものはあるかもしれないけれども、ただ、良好な住宅ということで考えていきたい。その辺のところはまだ有力な政策だというふうな認識でいるということです。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 今、副町長から補足がございましたけれども、良好な住宅、山北は環境がよろしいですし、環境はいいとしても、良好な住宅という、やはりそれは、公営住宅の改修とは別のことはあります。やはり人口減少が見えている中で、高層住宅というのは今もつukらないとおっしゃらなかったけれども、あるかもしれないという表現をされておりますが、それはいいのではないかなと思うんですが、いかがですか。

議 長 町長。

町 長 要するにその人口減少に歯どめをかける中で、一番顕著な例としては、やはり地域に、山北に生まれ育った方が他町村に出ていってしまう。開成町とか。それはどういう理由かという、やはり良好な住宅がないというような判断だろうというふうに思っております。非常に自然も豊かで住宅自体はないわけではないんですけれども、やはり若い人たちが住むような考えの住宅というのが、山北町にはそれほど多くないですから、そういったような住宅、そういったような、特にマンション形式にどうしてもなってしまうんだろうと思います。いろいろなところで聞きましたが、もちろん一戸建てがいいに決まっていますけれども、一戸建て以外で考えると、やはりマンション形式というのが、やはり他町村にあれば、そこに移っていってしまうということがありますので、そういった意味では山北町はマンションがいいというわけではございませんけれども、やはりある程度、低高層であっても、そういったものが、今の若い人たちには好まれるのではないかなということですので、少なくとも外から呼び込むのと、外へ出ていくのをとめるという二つの目的

で、それらを最低限計画していきたいというふうに思っております。

議 長 副町長。

副 町 長 今、町長も申し上げましたとおりなのですが、今の人は価値観が非常に多彩になっております。今の方々は。そうするとプライバシーの問題で、はつきり申し上げて、マンション形式がいいという意見もあります。一戸建てがいいというふうに思われる方もいます。その中で、やはり、ただ共通に言えるのは、部屋数が少ない、環境が悪いというのではなくて、それなりの部屋数があつて、プライバシーも守られる、またはそういうふうな住宅をどうなのかというのを考えていかなきゃいけないと。そして、町長も言われるように、他町に出られる人もじゃなくて、他町からも出られる人をとめる、他町から呼び込める。そういうような住宅の施策を考えていくことが、有効な施策の一つではないかというふうに今は考えているということでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 山北に住んで、生まれ育ったものを出ていくことと、外から呼び込む、これは本当に重要なことなんです。今の若い人はとかおっしゃいましたけれども、やはり山北に来られるというのは、定住対策の移住者の話を伺っても、やはり自然があつて、それで地べたがあつてという感覚の方のほうが多いと思うんです。

ですから、ちょっと違うかなと思うんです。それで出ていってしまうというのは、結局、住宅や何かでも、戸建ての家を求めてよそへ行ってしまふとか、その高層住宅のプライバシーを守れていいというのは、つまり公共、山北も御殿場線の本数さえふえれば、駅前なんかすごく利便性のいいところになると思うんですけれども。そういう意味で、また、そこでやっぱり考えていただきたいのは山北らしい、ちょっと坪単価も安くて手に入る、そして、地べたで住んで、そしていい教育があつて、子育て支援がよくて、働くところがあれば、当然住んでくださるわけだと思います。

その辺の価値観の把握というのは、どういうふうになされているのでしょうか。アンケートでされているのでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長

アンケートにつきましては、現在置いております、サンライズ山北の方々に、何回かいろいろさせていただいているところでございまして、非常に評判がいいといったようなことが総論でございまして、子育て支援にかかわる施設も近くにあるということもございまして、駅も近いといったようなことで、それで、自然豊かだといったようなことと、あと6割は山北にゆかりがあられるような方が実際には入られたというようなことがございまして、転入された方についても、片方は山北出身の方だとか、そういう方を含めると6割ぐらいがゆかりのある方が入られたのかなと。

山北らしい住宅というようなことで、今後の住宅については、また検討しろというような指示も受けてございまして、プライバシーに問題、または良質などといった意味合いの中で、空間的にどのように組み立てるのかといったようなことも含めて、向原、東山北に検討する部分については、十分な検討をしていきたいなというふうに考えております。

議 長

瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸

瀬戸でございます。

住宅のことに時間がかかってしまいまして申しわけございません。では、その件については、後ほどの取り組みを注視させていただきたいと思っております。

それで、次の3つ目の関係人口ということで、お試しサテライトオフィスや二地域居住とか、新たなオフィススタイルの拠点づくりなど、関係人口で取り組みも大事なものであるため、定住相談センター事業の柱の一つとして取り組んでいきたいと考えておりますと、改めて、この初めて伺いましたけれども、これは具体的にはどのような古民家かどこかわかりませんが、どのようなイメージをお持ちなのでしょうか。

議 長

定住対策課長。

定住対策課長

関係人口という言葉につきましては、ここ最近、国のほうのいろいろな学識経験者のほうから出されているようなことでございまして、地域にかかわってくれる人口ということで、山北のことを気に入っていただいて、山北に何らかの形でかかわっていただくといったようなことで関係人口。いわゆる定住人口というのは住んでいただく。交流人口というのは入り口といったようなことで、ちょっとその辺のところが違う部分でございましてけれども、具

体的なイメージといたしましては、国のほうで出しているイメージを参考にさせていただきますと、ふるさと納税をしていただいた方とか、またイベントにかかわっていただいて、何らかの形で山北を知っていただいた方だとか、そういった方々を山北のファンのような形で、会員のような形で組み入れていくとか、そういったこと、または二地域居住というようなことで、週末住宅とか、そういったようなことで、山北に何らかの形で暮らしをしていただく。そういったことをきっかけに定住につなげていくといったようなイメージでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 移住者を呼び込むため、大変いいことだと思いますので、ぜひ進めて、また移住者との交流も大変盛んになっておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。それで、次に町長がこれからの三つの重点課題という、人口減少に対しての構想だということを伺いました。

次に私のほうから質問を出しました生活交通のことについては、ただいま町長がこれから国交省と12月にお会いになるということで、大変期待して、また御殿場線の運行本数については、イベントやらインバウンドのおもてなしの総合計画にございます、おもてなしの気持ちでぜひふやしていけるように私たちがいろいろな努力をしてまいりたいと思っています。

それでは、次に2点目は交通手段ということでしたんですが、これは、私も、総務環境常任委員会では身延町に研修に10月に行ってまいりました。早く言えば、すごく一つにまとめて、今山北町がいろいろになっているものを一つにまとめて、一番それで發揮しているのが乗り合いタクシーみたいな形でしたが、とにかくお金はすごくかかるんですが、そういうようなことも、今検討していらっしゃると思うんですが、このメンバーの中でも、よく体験の実際に苦勞している方を交えていただきたいと思いますが、ワーキンググループというのは、担当者ですから行政の方ですよ。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 ワーキンググループの関係で御質問いただきましたけれども、これにつきましては、先ほど町長の答弁にもございましたように、生活交通、都市計画、福祉、学校関係、こういった部門の職員がメンバーになって、さまざまな検

討をしているということでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 では、次にいきます。次に未利用地の活用ということで、町長がおっしゃっています、初めてことし行ってございました高松山、特にかんぼの跡地や県立つぶらの公園、供用開始、ごめんなさい。しましたけれども、今後については、県との折衝はございますでしょうか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 今のところ県との折衝とかはございません。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 そうしますと、一部開園のままでいくということではなく、県は、今後の何も計画はないという考えなのでしょうか。何というか、県は。それに対してコンタクトはなさないのでしょうか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 済みません。以前にもつぶらの公園で御質問等をされたかと思うんですけども、遊具等につきましては、アンケートとか保育園のほうとかとらせていただいて、そういう形で県のほうにはお話というか、要望等はさせていただいております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 では、トイレのことも入っていますか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 トイレにつきましては、駐車場のすぐ上がってきたところですか。あれは、今度一番手前の広い駐車場のところに建築確認等で回っているところがございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 確認ですが、じゃあちゃんとしたものができるという形でよろしいですね。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 そう御理解していただいてよろしいかと思えます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 次に、企業誘致のことでございます。未分譲地、未分譲区画一区画になっている平山については製造業を中心とした企業に分譲することで、町の税収

の向上、町民の雇用の場の創出などについて図ってまいりたいと考えております。見通しはいかがでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 平山工業団地の未分譲地の一区画につきましては、現在、ある某企業さんと引き合いがございまして、今調整をしているところでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 初日に藤原議員のほうからも太陽光についての代替エネルギーの地産地消についての質問がありました。これはやはり災害が起きたときにどうなのかというようなことを考えて、少しでも向上するようなことをということで、総務環境常任委員会でも検討してございます。全然何というのでしょうか、町としては、私も前に伺いましたけれども、費用対効果とか、いろいろ考えて、やる気がないというようなことをおっしゃっていましたが、選択肢の一つとしては考えていきたいと言っておられますが、この件については、やはり藤原議員にお答えしたような形でよろしいでしょうか。確認です。

議 長 副町長。

副 町 長 平山工業団地のその中の太陽光発電というと、今のお話ですと再生可能エネルギーの業者、あくまでも民間ということで町が実施することではないので、そこは御理解いただいて、民間の事業者が進出したいという、こういう希望があった中で、企画書とかが出てきた場合は、我々としては、それを門前払いするつもりは全くありません。私はその辺のところは考えている中で、ただいま製造業を中心として動いていますので、その辺のところも視野に入れた中で、なぜこういうことをおっしゃいますと、土地開発公社の責任者を私がやらされていますので、その辺のところと基本的な考え方を今申し上げさせていただきました。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 私の言い方が悪かったようでございます。平山のことでなく、未使用の未利用の町有地に関しての太陽光発電の計画について伺ったのですが、いずれにしろ民間がやることを町がどういうふうにかかわっていくかという問題であると思いますので、しかしながら、もし災害が起きたときは、大事な行政もかかわってくると思いますので、その点も視野に入れてお考えしていた

だきたいと思うところで伺ったわけです。

議 長 町長。

町 長 災害については、中日本さんのほうに、今度、新東名がとおりますので、そここのところの電気については、もし災害時には供給できないかという話は何度かさせていただいて、どうなるかわかりませんが、あそここのところには常時トンネルが多いですから、100ワットの100ボルトの電流が流れているということで、変圧器も要らないということです、そういったことであれば、可能性はあるよというふうに聞いておりますので、せっかく新東名が通るわけですから、そういった中では、万が一災害のときには、そこに非常用電源が使えるような装置をつくっておいてほしいというような要望はさせていただいております。

議 長 副町長。

副 町 長 町長が申しあげましたことに加えて、再生可能エネルギー、昨日の町長の考え方を町長が申し述べていただきましたけれども、町としては、絶対にこういう姿勢はないです。その辺のところ調査研究して、場合によっては、導入していきたいと、協力していきたい、支援していきたいというスタンスは持っておりますので、その辺は誤解しないようお願いしたいと思います。

議 長 瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 わかりました。町の意気込みは十分わかりましたので、今後の展開を期待するところであります。

あと、所信表明でも、結局、5次総合計画の後期基本計画にどういうふうにしていくかというようなことから、こういうことを考え出したよというような表明でございました。

先ほども、いろいろな組織体のことを児玉議員もおっしゃっていましたが、ぜひ今後も総合計画の中でも町の有力な経験豊富な方がいらっやいますので、ぜひ、そういうものは要らないよとおっしゃっているのかもしれませんが、有識者を含めた組織体を立ち上げたらどうかということの一つ提案します。それと、あとアンケートです。5次総の後期の、この今回30年にアンケートをとりました。もちろん世代層というのをお聞かせ願います。どの辺にアンケートをとったとかいう。

- 議 長 企画政策課長。
- 企画政策課長 お答えいたします。5次総の今回後期基本計画を策定するに当たりまして、アンケートをとりました。調査対象といたしまして、満18歳以上の町民3,000名の方に郵送で御依頼を申し上げました。回収状況につきましては、1,307件、回収率43.6%ということで、性別については、ほぼ男性、女性、半々といったような状況でございます。次に年齢層についてでございますけれども、30歳未満が9.4%、30代が6.4%、40代が10.6%、50代が14.8%、60代が27.8%、70代が21.0%、80代以上が8.0%、無回答が2.1%という形で60代と70代が比較的多いような状況でございます。
- 議 長 瀬戸恵津子議員。
- 8 番 瀬 戸 そこなんです。やはり30代未満が9.4で30代が6.4、お仕事で忙しいんでしょうか。30代、40代、50代、この辺からもっとたくさん70、80の意見は要らないということではないのですが、この方たちが主に答えているという、この町民の、きのうもおっしゃいましたけれども、満足度とか、そういうものは、ではどこで端的に言えば、こういう世代の方たちから意見をもらえる組織をつくったらどうかということをご提案するわけでございます。
- 議 長 副町長。
- 副 町 長 時間がありませんので、端的に言います。30代、40代、例えば極端な話、90代以上と同じ率でやるということはしてません。アンケートは90代以上の人は本当に少ない人のパーセントしかアンケートを出していないんです。ですから、30代、40代、50代くらいから大勢の回答を期待したわけです。ところが、ちょっと我々もがっかりしているということでございます。
- 8 番 瀬 戸 もうだめですね。終わります。
- 議 長 ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。
(午前10時51分)
- 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前11時5分)
通告順位7番、議席番号3番、井上正文議員。
- 3 番 井 上 3番、井上正文です。ヤマビル対策の充実をで一般質問をします。
平成30年11月13日19時より共和地区では、町長と語ろうまちづくりが開催された。意見交換会での地域テーマに、連続して有害鳥獣対策が含まれた。

それは、地域住民に新しい展開が発生しているからである。

今回の意見では、ヤマビルの被害にあった人たちの生の声が聞かれ、町も地域住民を守るために何とかしなければならないと前向きに議論を進めてくれた。

ことしのヤマビル被害の特徴は、地域住民に直接被害が及んだことと、被害の数が急激に膨らんだことであった。6月の道草刈りでは、深沢と鍛冶屋敷では数人程度の被害であったものが、9月には6人程度、そして9月後半の福祉バスの環境整備では、10人を超える被害に膨らんだ。1回の作業で5匹も6匹もとつつかれた人や20カ所もくわれた人も出てしまった。もちろん、防御の仕方に問題があったかもしれないが、この被害に対する住民の声がヒートアップし、「長靴をぬいたら足が真っ赤になっていた」「畑に出られない」「庭の草むしりもできない」「何とか助けてほしい」と大変大きな声になっている。

町の第5次総合計画でも有害虫駆除対策については、ヤマビルの駆除剤の配布を実施している。さらに町長と語ろうまちづくりでも、駆除剤の無料配布などの拡大等努力は見られている。しかし、この問題の根本的解決のためには、シカ・イノシシの個体数を減らす以外に方法がない。その道筋が県や国に見えてこない現状では、これを公害と捉え、住民を守る視点で提案せざるを得ない。

1番、三保、清水、共和に人的被害が出ている。共和でストップさせて町内には来させない対策を立てるべきでは。

2、町が、町民に対してヤマビルの正しい対処方法を普及啓発する必要があるのではないか。

3番、ハイカーに対して、知られたら来る人が減ってしまうと考えがちだが、それで本当にいいのか。厚木、愛川、秦野の取り組みについて検証する必要があるのでは。

4、やまつきの問題にせず、山北町民総力を挙げて取り組むべきですが。

議 長 答弁願います。町長。

町 長 それでは、井上正文議員からヤマビル対策の充実についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の三保、清水、共和に人的被害が出ている。共和でストップさせて町内には来させない対策を立てるべきではについてであります。初めに、ヤマビルによる吸血被害は全国的に見ても増加しており、北は秋田県、南は鹿児島、沖縄県にまで被害が及んでおります。神奈川県内では清川村、厚木市、旧津久井町、伊勢原市、秦野市で生息が確認され、次いで、松田町と山北町でも生息が確認されました。

その原因としては、林業の衰退、森林の荒廃、地球温暖化などの気候変動による気温の上昇や運搬役と考えられておりますニホンジカやイノシシなどの野生動物の分布拡大などが考えられます。

このため、町ではこれ以上、生息圏を拡大させないために、水源地域として自然を守っていく必要も考慮し、環境被害が少ないと言われている天然物由来のリンゴ酸を主成分とする駆除剤を購入し、被害報告のある自治会に無料で配布しております。

さらに被害報告の多い玄倉地域にある旧丹沢湖ビジターセンター周辺の町施設で、草刈りや落ち葉がき、草の処分を実施するなど、ヤマビルが嫌い、生息しにくい環境づくりにも努めております。

ヤマビルの被害を食いとめるためには、自治会や地域が一体となり、地道な活動が必要であり、町では、駆除剤の無料配布を広く周知するため、連合自治会長会議や座談会など、あらゆる機会地域ぐるみでの草刈りや駆除剤の散布の重要性を、引き続き、周知していきたいと考えております。

次に、2点目の御質問の町が町民に対してヤマビルの正しい対処方法を普及啓発する必要があるのではないかについてであります。御質問の共和地域は、今まで目立った被害がなかったことから、ヤマビルへの正しい知識や対策、対処法の啓発が希薄であったことも考えられますが、ヤマビルの被害は正しい対策、情報があれば、最小限にとどめられると思います。ヤマビルは動物の血液を栄養源とし、吸血後1カ月後に卵を産むことから、まず吸血されないことが大事であり、今後、町としては広報紙やホームページ、説明会や研修会等により、ヤマビルの生態や予防の仕方、対処法などについての普及啓発に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、3点目の御質問のハイカーに対して、知られたら来る人が減ってし

まうと考えがちだが、それで本当によいのか。厚木、愛川、秦野の取り組みについて検証する必要があるのではについてであります。丹沢山地の登山口に接する厚木市、愛川町、秦野市などはホームページで安心してハイキングを楽しんでもらうため、被害に遭わないために、ヤマビルについての情報を発信しております。また、ハイカー用だけでなく、地域住民向けにも吸血された場合の対処法等についても掲載しております。

本町でも、今後はホームページ等による情報提供や、登山口の入り口に看板を設置するなど、広くヤマビルの情報を発信するとともに、駆除剤の配布、忌避剤の設置などに取り組んでまいります。

次に、4点目の御質問のやまつきの問題にせず、山北町民総力を挙げて取り組むべきだがについてであります。ヤマビルは野生鳥獣に付着し、その移動によって媒介されるため、野生鳥獣が生息している地域であれば、どこにでも生息している可能性があり、これは御質問のとおり、やまつきの問題ではなく、町全体で取り組んでいくべき案件であると考えております。

このため、県に対しても支援の強化を引き続き要望するとともに、ヤマビルの知識や対処法など情報を広め、被害をこれ以上拡大させないため、駆除剤の配布などの支援を積極的に続けてまいりたいと考えております。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 井上です。

実は私のヤマビルの問題を一番最初に聞いたのは、大体10年くらい前のことで、そのヤマビルのことを私が聞いて以降、山北の玄倉の奥のほうにいますよということが情報として流れ出して、本当の話で言うと、共和に来るとは全然思っていなかった。たまたま自分が何年か、六、七年前ですか、カサツムリというところに行って山の仕事をしているときに、ヤマビルを見て、これは本当に来ているんだなということを見て、そのときは、まだまだずっと山の奥のほうだったんで、実感としてはそんなになかったです。一昨年、東名の工事の人がやられて、私がすぐに一般質問でその情報を提供して、そのときも、まさかこんなにひどく来るとは実際思ってもいなかったです、実際。もういいかげんに私も鳥獣被害からやめて、次のことも考えていたんですけれども、どうしても地域住民があれだけやられているのを目の前で見て

いると、とつても他人事にはできない。それと同時に共和でとめておけば、何とかなるんだというふうにも考えてみます。これを町のほうへどんどん南下させていって、町の中に入ってくるようなことになる、とんでもないことになるというふうな、私が自分で体感した気持ちを考えると、ぜひ、これ以上、町には入れないという取り組みを絶対したいというふうに考えています。

運よくというか、悪くというか、高松のほうにも相当発生してしまっていて、共和の地域の中でも範囲がどんどん広がっていくんです。範囲の広がり方が私の考えていたよりもスピードもものすごく速いし、広範囲に広がっていて、その広がり方のスピードがどうしても自分が一番初めに行った、5、6年前にあの辺にいるよというふうに気がついて、自分のところに近づいてきて、それであつという間にふえていって、3年前までの、2年前までの道草刈りで人がそんな被害に遭ったこと一人もなかったです。それがことしの3回の道草刈りで、先ほど言いましたような数の人たちの被害、私も現場で何回もくいつかれた人たちの、例えば左足がくいつかれて、あなた、右もついているんじゃないのと冗談を言って、右側を上げたら3匹もとついているような状況が日々起こってしまっているというような状況を、非常に自分としては大変な事態だと受けとめているんです。

このことについて、やっぱり私も前に一般質問でもやっていて、町の取り組みはそれなりにやっておられたので、それはそれでいいと思ったんですけども、このスピードが速まっているということについて、地域の人がそういう実感したことと、町の当局の人の意識の感覚が同じようなことになっていかないとまずいと思うので、町長、その意識のスピードという点について、我々が今考えているような非常に速いスピードで進んでしまうということについての意識のずれをちょっと埋めたいので、ぜひ、その辺の考え方をお聞きしたいんですが。

議
町

長 町長。

長 おっしゃるようにスピードというか、広範囲にふえているというようなことについては、非常に困ったことだなというふうに思っております。ですから、それに対する防護策というのですか、やはり塩カリだとか忌避剤だとか、

あるいは駆除剤というような、そういうものしか今のところございませんし、それから正文議員がおっしゃるような原因であるイノシシ、シカを駆除するというのも県のほうにも強く言っておりますけれども、実際に里山のほうに、非常に大勢のヤマビルが来てるということは、当然イノシシやシカも来ているということになりますので、そういったことについては、何としても食い止めなければいけないと思っておりますし、我が家なんかでもそうですけれども、こないだも、キウイの畑でシカがまたかかりました。キウイは全部収穫した後なので、何でかかるのかというふうに思ったんですけれども、やはり、そういうけもの道があるということで、その中でひっかかってしまったということだと思いますけれども。そのくらい非常に近くまで来ているということですので、そういった意味では、町としてもスピード感については、早急にできるものはやっていきたいというふうに思っています。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 井上です。

町長、失礼ですけれども、高松から近いですね。あそこも鳥獣の被害がすごくあるところなので、ちょっと心配しているんですが、被害はどうなんでしょうか。安洞のあたり。

議 長 町長。

町 長 高松でも非常にヤマビル等が実際に出ていまして、私の知っている高松の人はやはりやられているということで、非常に困っているということですから、なかなか畑のほうに出にくくなっているということは聞いております。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 安洞のほうは大丈夫なんですか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 今の安洞の地区に対しては今のところ、そのような被害の報告は出ていません。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 できれば、今のその状況で安洞が出てなくて、山のずっと麓の周辺の動物は出てきてしまっているんですけれども、そこに出ないような工夫を当然していかないといけないし、今ちょっと例えば共和の広がりなんですけれども、

その予測していないような地域への範囲の広がりですか、これが都夫良野のほうについては、そんなには思っていなかったです。前回のときに、四軒屋の246の上下が出たというお話をしたんですけども、つぶらの公園が、かなりひどくなる状況になっているんです。ということで、共和は市間のあの道だけはまだ出てなくて、それ以外のところはほぼ全滅状況になっていて、そこで、どうしてもそういう状況の中で、町にそれ以上食いとめるということをやっ
ていかなければいけないということに、共和の自分たちはそう考えているんです。

その自分たちは考えているんですけども、今、例えば町が取り組んでいる鳥獣被害に対して、とり続けていってくれているということと、もう一つは、そのリンゴ酸の配布をしてくれるようなことも含めて、それはそれで、非常にありがたいことでもいいんですけども、その今の例えば県立の公園のほうに広がって行って、あそこで、また変な風評被害の出る可能性もあったりして、あそこが、そのことによってお客が来ないということも、非常に考えられるということになりますので、町として、どういうふうに取り組むかというふうにも、あそこは県の公園なので、それはそうなんです、町としてもちょっと何かその辺の考え方があったらお聞かせ願いたいのですが。公園のことで。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 公園そのものは、県の管理ということになりますので、県と実際そのような話が、まだ聞いてはいませんけれども、共和の協力して取り組みができるか、協力体制をもっていきたいと思っております。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 県と連携して、これはやっていかないと、とても町だけで、単独でできるようなことでもないような問題なので、ぜひ県も巻き込んでやってもらいたいと思います。この回答の中でホームページに載せる、あるいは説明会、研修会ということで、普及啓発に取り組むということを回答をいただいているのですが、これは、前回、私が一般質問したときにも同じ回答なんです、これは進展していないということですか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 ホームページの件では、調査研究をしてからという形で現在は進んでおりますので、遅かれ早いうちにホームページにアップしたいと思っております。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 もう、それはスケジュールには載ったのですか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 はい。この間も座談会のほうで町長がお答えしたように、ホームページに載せろというふうになっていますので、今アップの予定をしております。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 ぜひ、すぐに載せて山北を訪れる人、あるいは山北の人たちも、その実態を知って、正しい認識の仕方をしなければいけないというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

今、私はヤマビルにやられた人の相当くわれた人、その人たちが、その後のくらい、変な感じというか、私はダニに刺されて、それが半年同じところはずっとかゆいというようなことで、ヤマビルの場合も箇所にもよるかもしれないけれども、3カ月ずっとかゆいそうですというようなこと。今回そのヤマビルの問題のときにダニにやられた人がいて、ダニにやられた人は、今回ダニは書いてないんですけれども、体調が悪かったんだと思うんだけど、次の日、39度の熱が出て病院に行くようなということで、非常にヤマビルとダニについては、共和にとっては非常に重たい課題になってしまっているということで、その今、野焼きの問題についても、かなり前向きに大野山のほうをやってもらったりしているんですけれども。例えば今、清水の名前を出したらいいんですけれども、小栗議員の地域ではそれを何とか防いでいくということで、前段で先に田んぼの先に草刈りをやって、その後に散布をするという形をとって、そのときのひむしなんかについて、今規制はほとんどないんですか。ちょっと確認をさせてください。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 農業者の方が必要最小限度の野焼きという言い方がいいのかわからないですけれども、ものを焼くことについては、一応、認められております。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 農業者かどうかの規定がわからないのですけれども、道草刈りをやって、

その道草の草を燃やす行為を言っているんですけども、どうでしょう。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 野焼きの関係なんですけれども、通常で言われるように農業者がやる部分には、最小限度は認められていますけれども、今のようなケースですと、それは行ってはいけないということになっています。

議 長 副町長。

副 町 長 道の草を刈って、それを道の端のほうでちょっと蒸すということについては、基本的には今言ったとおりなのですが、その辺は、程度の問題もありますけれども、ちょっと大きな火になるようであったならば、消防署に揚煙行為という届け出があります。1回出すと、2回目から電話か何かでもいいのかと思います。その辺のところを、届けを出すことによって、要するに、他の人から火事だと間違えられないような形のをできればいいというような形で考えています。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 そういうことが、例えば決まりがあって出さなければいけないなら、出すんですけれども、今いろいろな情報で調べていくと、大体、落ち葉かきをやった人たちは、大体それをこうやってバーナーで燃やしているんです。ああいうのは野焼きではないですよ。どうですか。あれを野焼きと捉えるのかどうなのか。もし、野焼きでなければ、届けをしないで燃やしちゃうよということを言いたいんですけども、いかがですか。

議 長 副町長。

副 町 長 野焼きでなければ、燃やしちゃっていいということは、私の今の立場から町としては言えないですが、その辺のところ参考までに申し上げますと、私の家の裏で植木というか、木がありますね。その辺を切った後、燃す分については、消防署に電話を1本入れればよいような状況があります。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 わかりました。要は目立たないようにやればいいみたいな、そんな感じですよ。

議 長 副町長。

副 町 長 申しわけないです。目立たないようにやればいいということでないです。

揚煙行為といえますか、要するに火を燃すということは、やはりそれなりの届けが必要なんだということで理解していただきたいと。目立たないようにやればよいということは一切言いませんのでよろしくお願いします。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 わかりました。届け出てやるということですね。

今ハイカーに対して、知られたら困るというようなことについて、ここの答えの中では、そういう考えがないように見受けられているんですけども、町長は、それはそれでいいのですか。このハイカーに知られたら困るところは、説明しているよというのとらわれているんですけども、もう一回確認の意味で。

議 長 町長。

町 長 そのとおりでございます。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 ということで、私たちもそういう意味で、できる限り、共和でそこ以上南下させない取り組みをしたいという気持ちでいっぱいありますので、ぜひ協力をしていただきたいと思うんですが。その協力の仕方なんですけれども、それは町長と語る会でもリンゴ酸、駆除剤の無料配布も含めて、自治会長からいいですよと、もう一つ、私らの地域の配布物の中に、それとは別の塩カリもという話があって、塩カリもその中に入っていますか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 塩カリのほうもそのような中に入れております。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 ということは、とりあえず地域で実施するときには、その費用はかからないという解釈でよろしいのでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 環境課のほうで先ほどのリンゴ酸のほうと、今の塩カリのほうは提供させていただきます。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 そういうことで取り組んでいただけると、地域のほうもやりがいがあって、草刈りもしょっちゅうやっていますので、ぜひ、そういう方向でお願いした

いということですけど、あと例えば、私もこの問題を調べ出して、近隣の市町村のヤマビルに対する予算のつけ方なんかも見させていただくと、結構、例えばそういう落ち葉かきに対する、例えばブロアーをだとか、実際、草の刈り払い機などの助成なんかもやっているところもあって、この辺は考え方にあるかどうか聞かせていただけますか。まだほかにもあるんですけども。

議 長

町長。

町

長

将来はそういったようなことも必要ではないかと思えますけれども、今のところは、塩カリとかリンゴ酸については、全面的に町のほうが費用を負担するというので、当然そういうような人件費とか、そういったようなものについては、まだ行っておりませんが、将来的にそういうような必要が生じたときには、そういうことも考えていかなければならないと思っております。

議

長

井上正文議員。

3 番 井

上

町長、人件費じゃなくって、その物。

議

長

町長。

町

長

草刈り機ということですか。そういったことも当然含めながら貸与するか、そういったことは考えていかなければならないというふうに思っております。

議

長

井上正文議員。

3 番 井

上

落ち葉かきの例えば道具だとか、そういった例えばブロアーだとか草刈り払い機などを含めて考えてくれるということになると、もうこれで終わりなんです。

議

長

町長。

町

長

要するに、所有権がどこにあるかということで、地域に渡してしまうのか、町が買って貸与するのかということですから、とりあえずは貸与のほうで考えていきたいというふうには思っております。

議

長

井上正文議員。

3 番 井

上

それはいつごろになるか、どうでしょう。

議

長

町長。

町

長

ちょっと具体的なことはここではあれませんが、基本的に町のほ

うで考えておりますのは、まず食いとめるということですから、塩カリだとかリンゴ酸だとか、そういったようなもので食いとめる。そして、一番大事なことは、忌避剤を使って吸われない。吸われなければ、卵も産みませんので徐々には減っていくだろう、ただ、ふえてしまったところはどうしても、それをやらなければならない。それが一つ。それから、今現在例えば安洞地区についても新東名の工事で、工事の人がいっぱい入っております。彼らは、当然、それを、忌避剤をやって駆除していないんです。あくまで自分たちがくわれないようにしているだけなんです。それを徹底してやっております。ですから、そういった意味では、そういった方法と組み合わせをしながらやっていくことだと思いますので、その先にあるのが、今言ったような草刈り機だとか、そういったものになるということで、ちょっとそれについてはいつになるかとか、そういったことはこれからのというふうにお答えさせていただきます。

議 長 井上正文議員。

3 番 井 上 確かに議場でいつからなんて言えるようなものではないような気がしますけれども、私が言いたいのは共和でとめるという決意のあらわれをぜひ知ってほしい。それはやっぱり町に出してしまうと、非常に山北の町の問題になってしまうということもありますので、その応援をしていただきたいという意味なので、ぜひ、ずっと先なんて言わないで、その次にはぜひ早くやっていただけるようお願いをして終わりにします。

以上です。

議 長 最後に町長はよろしいですか、発言は。

町長。

町 長 よくわかりましたので、その方向でいきたいというふうに思っております。

議 長 以上で一般質問が終わりましたので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は午後1時です。 (午前11時41分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後1時00分)

日程第2、議案第74号、山北町職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 それでは、議案第 74 号、山北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について。

山北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月 4 日提出、山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、町職員の公益的法人等への派遣に関し必要な事項を定めるため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第 74 号、山北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、本条例を新規制定する趣旨でございますが、地域における人材の有効活用を通じた公・民の適切な連携協力により諸政策を推進するもので、条例を制定することにより職員派遣の適正化及び手続等の透明化、職員の身分取り扱い等の明確化を図るものでございます。

それでは、条例の概要を説明させていただきます。1 枚おめくりください。

本則でございますが、第 1 条につきましては、この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく条例制定であります。法は、派遣先対象職員、派遣先との取り決め及び復職時の処遇等について、条例で定めることと規定しています。

第 2 条第 1 項につきましては、派遣先を確定するというので、規則で定めることとしています。また、派遣するに当たり派遣先との取り決めが必要なことを規定しています。

第 2 項につきましては、派遣できない職員を規定しています。臨時的任用職員、非常勤職員、採用後 6 カ月以内の職員、分限や懲戒処分をされている職員については派遣できないと規定しています。

第 3 項につきましては、派遣に当たっては、派遣先団体との取り決めにおいて合意しておくべき事項を規定しています。

1 枚おめくりください。

第3条につきましては、派遣職員の職務への復帰となっております。職員が派遣先団体の地位を失った場合は、速やかに本町に戻すということを規定しています。

第4条につきましては、法では派遣職員に対して派遣元では原則として給与を出さないということです。ただ、法のただし書きでは、条例で定める場合には給与の支払いができる例外を規定しています。この例外と申しますのは、派遣先との協定の中で町が委託だとか、直接町と関係がある業務を派遣先で行う場合には、町が給与を払えますということを規定しています。

第5条につきましては、派遣先での業務上の災害についてで、役場の場合は公務災害となるものを派遣先では一般的には公務員となりませんので、業務上の災害と表現します。業務上の災害で、休職して、その後派遣先から本町に戻った場合には、当該職員は公務災害適応となることを規定しています。

第6条につきましては、派遣職員が取り決めで本町に復帰した場合、派遣期間中も引き続き本庁で勤務していたこととみなすことを規定していて、給料の号給については本町で働いていたという換算で給料の位置づけをするということを規定しています。

第7条につきましては、規則の委任を規定しています。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第74号について質疑に入りますが、質疑終了後、総務環境常任委員会に付託いたしますので、本会議での質疑は総括的な質疑とさせていただきます。

それでは質疑のある方はどうぞ。

小栗直治議員。

10番 小栗 今の公益的法人等への派遣に関する条例を総務委員会で審査するということとなりますけれど、1点こちらのほうにある、2条1項にある団体名簿の案が提出される予定があるのかどうか、これが1点。

それから7条の規則ですけれど、7条の中の必要な事項は規則で定める。規則案は提出されるのかどうか、この2点だけ質問します。

議長 総務防災課長。

総務防災課長　　まず、派遣できる団体でございますが、法では108の団体を規定しております。ただ、これは当町に関係するものばかりではございませんので、当町が派遣できるとしましたら、こういう町内には団体があるというものを委員会のほうで示したいと思います。

あと規則案についても、仮にこういう団体に派遣した場合はこういう規則になりますというものをできておりますので、それについても委員会のほうに出させていただきますと思います。

議長　　ほかにご覧いませんか。

質疑が終わりましたので、議案74号は総務環境常任委員会に付託いたします。

日程第3、議案第75号、山北町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町長　　議案第75号、山北町税条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月4日提出、山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長　　町民税務課長。

町民税務課長　　議案第75号、山北町税条例の一部を改正する条例に制定につきまして御説明させていただきます。

山北町税条例の一部を次のように改正する。

まず本条例の改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして、町条例の改正を行うもので、町・県民税におきましては、配偶者控除の見直しに伴う用語の整理として、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に変更。

固定資産税につきましては、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の見直しによる適用条項の整理、条文の整理でございます。具体的に申しますと、太陽光発電設備など資源循環型エネルギー施設の設備投資、参入を促すため、償却資産につきまして、課税標準の軽減を2年間延長しま

して初期段階の軽減、負担軽減を図るものです。

1 枚めくっていただきまして、新旧対照表で説明させていただきたいと思
います。

第9条の2におきまして、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名
称を改めるものです。

以下、附則。第14項の改正となり、適応条項、条文の整理などございま
す。

9、第1号につきましては、水質汚濁防止関連施設の平成32年度末までの
取得期間の延長と、特例割合を3分の2から2分の1に改めました。

9、第3条の削減につきましては、土壤汚染対策法に該当する施設の特例
措置の廃止によるものでございます。

9、4号につきましては、法律の改正により条項を整理しまして、3号に
繰り上げるものでございます。

9、5号中、雨水貯留浸透施設の割合を3分の2から4分の3に改め、第
4号に繰り上げるものです。

9、6号を第5号に、9、7号を第6号に、それぞれ繰り上げるものでご
ざいます。

9、8号中の割合2分の1を4分の3に改め、第10号に繰り下げます。

また、9、第9号中の割合を2分の1から4分の3に改め、第11号に繰り
下げ、第10号を削りまして、第10号の下に、次の3号を加えるものです。

第7号法附則第15条第32項第1号ハ、これにつきましては、出力5,000キロ
ワット以上の水力発電施設でございます。この条例で定める割合は3分の2
とすると。

第8号、法附則第15条第32項第1号ニ、出力これにつきましては、出力1,000
キロワット未満の地熱発電設備のことでございますが、その条例で定める
割合は3分の2とすると。

第9号、法附則第15条第32項第1号ホ、これにつきましては、出力1万キ
ロワット以上2万キロワット未満のバイオマス発電施設設備でございます。
この条例で定める割合は3分の2とする。

また、9、11号を第15号に。9、12号を16号に繰り下げ、15号の前に次の

3号を加えます。

第12号法附則第15条第32項第3号のイ、これにつきましては、5,000キロワット未満の水力発電施設のことでございます。この条例で定める割合は2分の1とすると。

第13号法附則第15条第32項第3号ロ、これにつきましては、1,000キロワット以上の地熱発電設備のことでございます。この条例で定める割合は2分の1とする。

第14号法附則第15条第32項第3号ハ、これにつきましては、出力1万キロワット未満のバイオマス発電施設のことでございますが、条例で定める割合は2分の1とする。

9、第13号は、法律の改正によりまして13号に繰り下げます。

戻っていただきまして、施行期日。1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の2の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

固定資産税に関する経過措置。

2、別段の定めがあるものを除き、改正後の山北町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律、第1条の規定による改正前の地方税法。以下「旧法」といいます。附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対し、課税する固定資産税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第75号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

藤原浩議員。

2 番 藤 原 今、御説明の中で、第9条の2中、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるといふふうにありますけれども、これは、「控除対象配偶者」

と「同一生計配偶者」というのは、地方税法上では微妙に意味合いが違うはずなんです、これを同一に改めて特段問題はないのでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 改正前の「控除対象配偶者」と改正後の「同一生計配偶者」につきましては同じものです。ただしお同じくくりの中に配偶者、特別控除の対象者というものがありまして、それが新しい法律の用語ですと控除対象配偶者ということで、これも制度は同じでございます。

それから、さらに配偶者特別控除の対象者ということで、これにつきましては、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の方につきましては、配偶者の特別控除が段階的に変更になってきてまして、消滅したり、少なくなったりするものがございます。ですので、これが29年度の地方税の改正、税改正に伴って作成されましたけれども、ここで来年度、31年度の課税はまだわかりませんけれども、29年度の課税状況によって、想定しますと50万円ぐらいの町税の税収が、アップが見込まれるんじゃないかというふうに考えております。

議 長 藤原浩議員。

2番藤原 多分、同一生計配偶者については、収入についての上限の制限がなしというところで、こちらのほうのくくりの大きいんで、多分問題ないという、そういう説明だと思うんですけども、これは住民にとっては、今度、逆に納税の額が上がるようなことになって、今まで配偶者控除でなっていた分が逆に多く払うというようなことになってしまうということにつながっているんだと思うんですね。これは非常にわかりにくい部分ではあるんで、地方税制のほうの問題なんで、直接、山北町これは関係ないかもしれないですけども、この辺はちょっと住民に対して、どこかで説明してあげるとかいうことが必要なのかなと思いますがいかがでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 お答えします。

改正後の同一生計配偶者は、改正以前の控除対象配偶者と何ら変更もございません。納税者の所得制限もなしで、合計所得金額につきましても33万円に変更がございません。先ほども説明しましたが、配偶者特別控除の対象

者につきましては、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の方、その方の配偶者につきましては段階的に控除額が変更になってくると。またはゼロになるということでございます。

議 長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

町民税務課長。

町民税務課長 それにつきましても、ここで改正がありますので、町のホームページ等で周知をしてきたいというふうに準備しておるところです。

議 長 ほかに質疑がございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第75号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第75号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第76号、山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 それでは、議案第76号山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月4日提出、山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、水道事業の運営状況に鑑み、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については担当課が説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第76号について、御説明申し上げます。

初めに、この条例の一部改正につきましては、今後給水人口の減少や施設

の老朽化による更新が必要になることや災害に強い施設を整備することにより、今後も安全でおいしい水を安定供給するため、水道使用量を平均改定率10.54%の改定を行いたいことから山北町水道事業給水条例を一部改正するものでございます。

それでは1枚おめくりください。

山北町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。

左の表が改正後となっております。別表第2の1カ月当たりの使用料金でございますが、基本料金の10立方メートルまでの使用料金につきましては、今までどおり変更はございません。

続いて、1立方メートル当たりの超過料金につきましては、11から20立方メートルまでを75円から90円に。21から40立方メートルまでを105円から120円に。41から60立方メートルまでを125円から150円に。61立方メートル以上につきましては150円から172円に改正するものでございます。

それでは1枚お戻りいただきまして、附則で施行期日と経過措置を規定しております。

1、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、前項に規定する施行日前から継続して使用している水道に関する施行期日以後初めて確定する使用料については、なお従前の例によるということで、この経過措置につきましては、使用料金の請求は通常2カ月ごとに検針をすることとなっております。新料金が適応する検針は5月、6月の検針からとなり、7月の請求分から適用し、使用者に不利益とならないよう規定するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第76号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

小栗直治議員。

10 番 小 栗 今説明を聞かせていただきましたけれど、その中で施設の改修と。そのために金額を改正するんだということですけど、この施設改修は今のところ、

いつごろを見ながらこの改正に臨むのか。いつごろの施設改修を目標にしているのか。目標年度あたりを表示してもらいたいと思います。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 この値上げ率の改定につきましては、5カ年を算定しております。その中で、全体的に山北町の水道事業の計画が、15カ年計画があるんですが、そのうちの5カ年の中で、今現在やっている下水道の施設改修、安洞地区であります。それと、また近々に深沢地区の今設計をしております。それと今皆瀬の緊急遮断弁、これは耐震化のやつなんですか。これのほうの更新の設計をしております。この34年までの計画に基づいて、この料金改定の見直しの額を決定しております。

議 長 小栗直治議員。

10 番 小 栗 そうすると、皆瀬川の今の急速ろ過装置というのかな、この施設についての改修は含まれていないということでしょうか。本家本元の一番最初の急速ろ過装置か、大きな、これについての改修は今この中には含まれないという理解でいいですか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 現在この5カ年の中には入っておりません。ただ将来的に今回見直しをするわけですが、将来の中でやはり答申でも出ているように、3年に1度は見直しの検討をしろということになっておりますので、その辺も合わせて検討していきたいと考えております。

議 長 ほかにございませんか。

藤原浩議員。

2 番 藤 原 先ほど課長の説明の中で、災害に強い給水措置への整備というふうなお話が、説明があったと思うんですけど、もう20年前から耐震性をかなり考慮して設置されていたと思うんですけど、特に本管については。これは、今後何か新たにまた別の、例えばさらに耐震性が強いものとかいったようなお考えがあるんでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 排水管につきましては、今まで下水道事業に伴いまして、石綿管、これを変えて更新しております。今後今現在計画しております深沢地区、非常に急

峻といいますか、高低差があるということで新しい管等の材料を検討して使用していきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑ございますか。

渡辺良孝議員。

12 番 渡 辺 12番、渡辺です。

今課長のほうから説明ありまして、上げ幅が10.54%と。これあくまで平均ということだと思います。その中で、13ミリから20ミリが75円から90円。それから25ミリから40ミリが105円から120円。それから50ミリから75ミリ以上が125円から150円と。段階別に決まっているということがわかります。その中で、この今使っている方、またはこれから入る方もあると思うんですけど、13ミリから75ミリを使う家庭の決まりというんですか。緊要用途もあると思うんです。そのすみ分けはどのようなふうに分けているか、その辺の内容説明。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 まず一般家庭の13と20のすみ分けですけども、7,000以上、7カ所以上水栓があるところについては20ミリというところで決めております。あとは、使用水量によって決めているような状況でございます。

議 長 ほかによろしいですか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いたすが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので議案第76号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第76号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第77号、平成30年度山北町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第77号、平成30年度山北町一般会計補正予算(第5号)。

平成30年度山北町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ50億2,198万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出、山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものとは障害者福祉費の増などであり、歳入歳出総額をそれぞれ330万5,000円増額補正するものであります。

詳細については担当課長のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第77号、平成30年度山北町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、13款用料及び手数料から18款繰入金まで補正額を330万5,000円増額し、補正後の額を50億2,198万3,000円とするものでございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございます。13款用料及び手数料、2項手数料、2目衛生手数料については、これはし尿処理処理手数料でございます。新東名工事現場事務所の使用量の増加などにより50万9,000円の増額補正でございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金については、1節の障害者福祉費負担金で29年度の精算により障害者施設給付費負担金が113万9,000円の増。障害者自立支援医療費負担金も19万1,000円交付されるもので、次の2節、児童福祉費負担金についても、29年度の精算により11万7,000円が交付されるものでございます。

17款の寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金につきましては、一般の寄附

が2件4万円をありまして補正するものでございます。

18款の繰入金、1項基金繰入金、4目福祉施設基金繰入金につきましては、これは29年度に高齢者福祉のためにいただいた寄附金について、福祉施設基金に積み立てていたものを、今回、社会福祉協議会の車両購入のために繰り入れるものでございます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1万7,000円につきましては、公務災害補償事業で健康福祉センター勤務の臨時職員が業務中にけがをしたために、公務災害の補償を受けるための認定審査会の開催経費でございます。

5目財産管理費32万7,000円につきましては、東山北駅駐輪場でいたずら等が多くあるため、地元自治会や近隣住民からの強い要望があり、東山北駅駐輪場に防犯カメラを2台設置するものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費48万6,000円は、家屋評価システムを9月稼働の基幹系システムとデータ連携をするための改修費でございます。

2目の賦課徴収費785万2,000円については、課税誤りによる還付で1社4名分でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の130万9,000円は、歳入で御説明した福祉のために積み立てた寄附金を取り崩して、社会福祉協議会の車両購入のために助成をするものでございます。

5目障害者福祉費235万7,000円ですが、説明欄の在宅障害児者支援事業の障害者施設通所交通費助成金41万8,000円の増額については、10月から登録者が2名ふえたことによるものでございます。

次の在宅障害者福祉対策推進事業ですが、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

これは、障害者地域生活サポート事業補助金の14万円で9月から対象者が1名ふえたことによるものでございます。

次の重度障害者医療費助成事業の医療費審査事務手数料13万2,000円は、審査件数の増によるものでございます。障害者自立支援給付事業の認定審査会

設置負担金も審査件数の増によるものでございます。

次の、国庫支出金返納金135万8,000円は、29年度給付費の精算による返還金でございます。

7目の介護保険事業特別会計繰出金は、配食サービスの増による町負担分の増でございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費30万7,000円は、児童手当特例給付分の精算による返納金でございます。

5目認定こども園費は、説明欄の認定こども園運営事業の賃金のうち、臨時保育教諭については産休代替職員の増などによるもの357万2,000円の増で、臨時給食調理員については、アレルギー食対応などにより19万6,000円の増でございます。

次の、認定こども園維持管理事業29万1,000円の増額は、児童数の増加により燃料費、光熱水費を増額するものでございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費51万円は、新東名工事事務所などの使用量の増により、し尿処理委託料を増額するものでございます。

12、13ページをお願いしたいと思います。

6款商工費、1項商工費、3目観光費10万円は、大野山山頂部の土地を町で借り入れる地代でございます。

7款土木費、3項河川費、1目河川維持費198万8,000円は、堀込地区の川村用水があふれて危険な箇所があるため、これに対応するため測量設計業務を委託するものでございます。

5項の都市計画費、2目の都市公園費56万1,000円は、ぐみの木公園のトイレの目隠しパネルの設置とテニスコート側の支障木の伐採を行うものでございます。

9款教育費、2項川村小学校費、3目給食費11万8,000円については、冷凍冷蔵庫や食器洗浄機等を修繕するものでございます。

3項三保小学校費、3目給食費15万円の増額は、給湯器の経年劣化により更新するものでございます。

14、15ページをお開きください。

4項山北中学校費、1目学校管理費、13万円については、ガス漏れ警報器

と修繕でございます。

6項の社会教育費、4目生涯学習センター費14万3,000円については、生涯学習センター維持管理事業の管理人の賃金で、夜間利用団体が2団体ふえたことによる増額でございます。

13款の予備費については、1,721万9,000円を減額するものでございます。

下段の給与費明細書ですが、1特別職の比較の欄のその他の特別職が4人、1万6,000円の増額となっておりますが、これは公務災害補償認定審査員分でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第77号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

藤原浩議員。

2 番 藤 原 9ページの歳出で、東山北駅駐輪場監視カメラ設置工事で、これはいたずらがあつてということだったんですけれども、実際にこれはどういったシステムのものを設置される予定ですか。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 通常の防犯カメラで、記憶媒体としてはSDカードを、約1カ月分ぐらい録画できるものを今予定しているんですけれども、その点、職員が1カ月に1回程度は巡回には行っているんで、そのときにデータを持ち帰って取り出して、保存して、再度また戻すという形にはなると思います。

以上でございます。

議 長 ほかにございませんか。

小栗直治議員。

10 番 小 栗 9ページの徴収関係なんですけれども、過誤納金780万円もあります。これについての原因と、それから対策というのは、この補正と合わせてできているのかどうか。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 課税誤りの原因につきましては、先に御説明させていただいたとおりなんですけれども、昭和53年当時に都市計画決定をしたところを宅地として、今まで課税をしていた。そういったことで、これからその対策につきましては

二重にチェックをするのですとか、多人数でチェックするのですとか、そういった対策をしていきたいと考えております。

議長 長 ほかにございせんか。

鈴木登志子議員。

9 番 鈴木 9 番、鈴木でございます。

11ページの認定こども園の園費。これは臨時保育士の賃金と、それから給食調理員ということで、特に給食調理員、アレルギー対象者ということなんです。今までこのアレルギーの対策というのはやってこないで、ここで初めて入ってきているのかどうか。

その2点をお伺いします。

議長 長 福祉課長。

福祉課長 アレルギーの対策ということですが、今までの職員で、いる臨時職員、その中で何とかやりくりをしていたんですけど、やはり厳しいということで、それでここで計上させていただきました。

議長 長 鈴木登志子議員。

9 番 鈴木 厳しいということは、アレルギーの園児がふえたということも含めてでしょうか。

議長 長 福祉課長。

福祉課長 アレルギーの園児がここでふえたということではございませんけれど、今までアレルギーの園児がいた中で今までの臨時職員の中でやりくりしてきたというところなんですけれど、やはりその中でなるべく給食をつくるのに、それに寄り添った形でやりたいということで上げさせていただきました。

議長 長 鈴木登志子議員。

9 番 鈴木 当然、そういう対策はとっていただかなければいけないんですけども、今までやっていて、ここでそういう対策にできるような形をとったという、その辺の要因みたいなことはあったわけでしょうか。

議長 長 福祉課長。

福祉課長 今まで全くその対策をとってこなかったというわけではございません。今までもアレルギー対策ということで、アレルギーの園児の方のために別のものを使ったりとしておりましたけれど、そこに決め細やかなということで、

今までやりくりしていたんですけれど、もう少し決め細やかということで、ここで上げさせていただきます。

議 長 よろしいですか。もう一度、結構ですよ。

鈴木登志子議員。

9 番 鈴 木 鈴木です。

これがここで補正予算として入れたということ、当初ではこういうことは考えつかなかったのかということもお聞きしたかったんですけど、いかがでしょう。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 当初で、やはりアレルギーというのは最初からあったんですけれど、その中のいる人数の臨時職員の中で、何とかやりくりをできるものではないかということでやって、それでやってきたんですけれど、さらにここでちょっと入れて、さらにふやしたということで、もう少しきめ細やかなところをやっていきたいということでございます。

議 長 ほかにございませんか。

藤原浩議員。

2 番 藤 原 13ページの土木費の中の用水維持管理事業、先ほどの御説明で、堀込地区で用水があふれてというようなお話だったかと思うんですけれども、これは以前からそういうようなことが言われていて、それで今回補正で対応したものなのか、それとも緊急性があつて対応したものなのか教えていただけますか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 これは以前にも被災した箇所でございます、ことしの8月23日にも用水の暗渠になる前の草とか枝とかで詰まりまして、それから越水しまして、のり面を流してしまったということで、ちょっとここで緊急に上げさせていただきました。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 これは、今回は測量業務の委託だけなんですけれども、とりあえず、その程度で済むような、その対応だけでよろしいということですか。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 今回は測量と設計のほうを見込ませていただいております。

議 長 よろしいですか。

2番 藤原 はい。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いたす
が御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので議案第77号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願いま
す。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第77号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第78号、平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第78号、平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3
号)。

平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に
定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,298
万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億2,042万
1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出、山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは医療費の増などで
あり、歳入歳出総額をそれぞれ8,298万5,000円増額補正するものであります。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第78号、平成30年度山北町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第3号)について御説明申し上げます。

2、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、3款の県支出金を8,298万5,000円増額するものでございます。歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで歳入と同額の8,298万5,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

4、5ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目の保険給付費等交付金につきましては、保険給付費の増加に伴い県からの交付金もふえることによるもので8,298万5,000円の増額でございます。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、国保連合会から提供されているシステムを改修するもので、27万円の増額でございます。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては、医療費の増加に伴うもので7,529万4,000円の増額でございます。

5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬請求書の件数増によるもので19万9,000円の増額でございます。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費につきましては、診療が高額となる医療費の増加に伴うもので749万2,000円の増額でございます。

6、7ページをお開きください。

3款1項1目の一般被保険者医療給付費分は、今年度からの国保都道府県化により町から県へ納める納付金で金額の確定に伴いまして136万5,000円の減額でございます。

3款2項1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、納付額の確定に伴い147万8,000円の増額でございます。

3款3項1目の介護納付金分につきましては、納付額の確定に伴い43万9,000円の減額でございます。

6款1項1目の一般被保険者保険税還付金につきましては、さかのぼり資格喪失者数の増加によるもので350万円の増額でございます。

2目の退職被保険者等保険税還付金につきましても、同じくさかのぼり資

格喪失者数の増加によるもので33万円の増額でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、調整の結果377万4,000円を減額させていただきます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第78号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

(「なし」の声多数)

議 長 質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので議案第78号を採決いたします。原案に賛成者は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第78号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第79号、平成30年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第79号、平成30年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

平成30年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億5,234万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出、山北町長、湯川裕司。

今回の提案理由でございますが、今回の補正予算は配食サービスの増であり、歳入歳出総額をそれぞれ89万1,000円増額補正するものであります。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第79号、平成30年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

11、12ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、2款の分担金及び負担金から7款の繰入金まで89万1,000円の増額を行うものでございます。歳出につきましては、3款の地域支援事業費を歳入と同額の89万1,000円増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

13、14ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目の地域支援事業負担金につきましては、配食サービスの利用者から御負担をいただくもので31万8,000円の増額でございます。

5款2項3目の地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)につきましては、配食サービスの利用増に伴うもので、国の補助金が22万円の増額でございます。

6款2項2目の地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)につきましても、配食サービスの利用増に伴うもので、県の補助金が11万円の増額でございます。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、配食サービスの利用増に伴い、町からの繰入金を11万円増額するものでございます。

7款2項1目の介護給付費基金繰入金につきましては、歳出増分のうち負担金や補助金分を除いた分を基金で補うもので13万3,000円の増額でございます。

歳出でございますが、3款3項2目の任意事業費につきましては、配食サービスの利用希望者が増加したことに伴うもので89万1,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第79号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

これは、今御説明ありましたが、配食サービス。個人負担分がそれぞれお一人300円だと思うんですけども、何人というか、何食というか、どういう内訳を教えてください。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 お答えさせていただきます。

個人負担は、確かに議員のおっしゃるとおり300円なんですけども、実際的には1食につきまして単価は840円という単価がございます。そのうちの個人の方に負担していただく部分は300円。残りの部分は、委託している関係で送料ですとか、人件費そういったものにかかってくるという形になっております。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 失礼しました。人数なんですけれども、今年度に関しましては直近で36人の方が利用をされているという状況です。希望に乗じてですから、希望がある話で今、ことし新規の9人も含めた中で36人になっております。

議 長 よろしいですか。

瀬戸恵津子議員。

8 番 瀬 戸 今のカウントの、カウントの仕方はわからないんですけど、9人が新規でこの補正したというのは人数がふえたと単におっしゃったんですけど、何人いて、何人ふえたとかというふうにはお答えいただけないのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 済みません。ちょっと説明が不十分で申しわけございません。

もともとは昨年までは27人おまして、今年度9人の方がふえました。ただ何度も申し上げますけども、人数のふえた分という、人数もふえているんですけども、食事を利用される分もありますから、人数全部ふえた分がそのまま増になっているという内訳でもないんですけども、基本的にはそういう内訳になっております。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので議案第79号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第79号は原案どおり可決されました。
日程第8、議案第80号、小田原市斎場に係る事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第80号、小田原市斎場に係る事務の委託に関する協議について。
小田原市へ小田原市斎場に係る事務を委託することに関し、別紙のとおり協議する。

平成30年12月4日提出、山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方自治法第252条の14第1項の規定により、小田原市へ小田原市斎場に係る事務を委託することに関し、同市と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 それでは、議案第80号、小田原市斎場に係る事務の委託に関する協議について御説明いたします。

1枚おめくりください。小田原市斎場に係る事務の委託に関する規約でございます。

この件につきましては、地方自治法の中で地方公共団体は協議によって、規約を定め、その事務を他の地方公共団体に委託できるということになっておりますので、小田原市へ斎場事務を委託するものであります。

また、協議会を構成している他市町も小田原市と同様に事務委託を結ぶものでございます。

それでは、条文について説明いたします。

第1条は、事務委託の範囲を定めております。斎場に係る事務の管理及び執行を小田原市に委託するものです。

第2条は、管理及び執行の方法を定めたもので、委託事務の管理及び執行につきましては、小田原市の条例及び規則が適用されます。

第3条は、経費の負担について定めたもので、第1項経費は各市町の負担とし、第2項、第3項につきましては、記載されているとおりでございます。第4項は、特別な経費が生じる場合は別に協議する規定でございます。第4条、予算の計上につきましては、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は小田原市の予算に計上するものです。

第5条、収入の帰属でございますが、委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は小田原市の収入となります。

第6条、決算の場合の措置でございますが、小田原市が決算を公表したときは委託事務に関する部分を通知することになっております。

第7条、連絡会議につきましては、委託事務の管理及び執行について、連絡調整を図るため、必要に応じ開くとしております。

次のページをお願いします。

第8条、条例等の制定改廃でございますが、第1項で小田原市が条例等を制定、改廃しようとする場合は、あらかじめ委託市町に通知をし第2項では、制定または改廃した場合は直ちに通知することとなっております。

第9条は、委託の廃止の手続を定めたものでございまして、廃止するときは、廃止をしようとする日の2年前までに相手方に書面によって通知をし、速やかに協議をするという規定でございます。

第10条につきましては、委託事務の管理の細目でございますが、委託事務の管理及び執行については小田原市と各市町が協議して、その細目について定めるようになっております。

最後に附則ですけど、この規約は、平成31年7月1日から施行するということでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第80号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

藤原浩議員。

2番 藤原 2番、藤原です。

第3条の4に、その他特別な経費が生じる場合というふうにあるんですが、このその他特別な経費というのはどういうものを想定しているのかという点と。あと9条、委託を廃止する場合は、廃止しようとする日の2年前までに相手方に書面により通知、速やかに協議するものとするとしてありますけれども、これ例えば山北のほうから委託を廃止するというようなことをした場合に、何かそれに関してペナルティーというか、そういうものは規定されてるんでしょうか。

議 長

環境課長。

環 境 課 長

まず1点目ですね。3条の4、特別な生じた場合ということで、今の段階では何か特別というのがないかとは思いますが不測の事態、建物ですから何かあった場合という形で。今特別何を指しているというわけではございません。

次に9条の廃止のペナルティーの関係なんですけども、現在、これから運用していくということでありまして、まだまだ金額的にも払っていきなきゃいけないということなんですけども、やめる際のペナルティーということで、今のところ、そのような規定はないという理解でございます。

議 長

よろしいですか。

ほかに質疑の方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議ないので議案第80号を採決いたします。原案に賛成者は挙手を願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって議案第80号は原案どおり可決されました。

日程第9、請願第5号、山北町議会議員の定数2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願をお諮りいたします。

内容につきましては、事務局より朗読をしていただきます。

事務局長。

事 務 局 長

それでは、お手元の請願文書表から朗読させていただきます。

請願文書表。受理番号第5号、受理年月日、平成30年11月12日。

件名「山北町議会議員の定数2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める」請願書。

請願者の住所及び氏名、神奈川県足柄上郡山北町山北1391。「山北町議会議員定数2名削減と2期8年の無投票を許さない会」、代表、高橋庸祐。

請願の要旨は別紙のとおりでございます。

紹介議員の氏名は、原憲司議員でございます。

2枚おめくりください。

請願の趣旨。山北町議会議員の定数を2名削減し、来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める。

請願の理由。私たちは旧役場跡地で毎朝ラジオ体操を行っている仲間です。その仲間数人の中から、来春の町議会議員選挙が定数14名のまま2期連続8年間、選挙がないということはどうなのかという意見が出ました。ある識者は、選挙は政治の入り口であり選挙がないと、町民として町政や自分の住む町への関心が薄れ、行動する力も減退してしまうと語っています。

そこで私たちは議員定数を2名削減し、必ず選挙にすることを目標に、地元中下清水地区、上清水地区を中心に署名活動をしようと決めました。その結果、前述の地区を主に127名の署名を、8月16日から30日までのわずか15日間で集めました。皆様から定数を削減し、来春4月の議会議員選挙を行うべきと賛同を得ました。

しかし9月の定例議会では、定数削減の条例が議員発議で提案されましたが、9名の議員の反対により否決され、来春4月の議会議員選挙は現状のまま定数14名で行うこととなりました。無投票とならないために削減したほうがよいとの私たちの思いとは大きく開きがあります。削減しても議会は運営できるとの議員は4名で、議員の多くは、自分たちは議会改革を既にやっている。議員定数は山北町の減少する一方の予算とは関係なく、広い面積を持つ山北町固有のものであるという主張でした。しかし、そのような理屈は通用しないというのが、私たち及び署名してくださった町民の方の総意です。

以上の結果を9月26日の新聞折り込みに入れたところ、多くの電話をいただきました。どれも激励の内容で、自分たちも同様のことを数人で会えば話

し合っていたが、ここまでの行動をとれなかった。ぜひ頑張ってくださいというものや、自宅の周辺を回って署名活動をしたい等、多くの意見がありました。それらをまとめて町民の声として議会に届け、議員の皆様にも再考を求めべくお願いします。

平成30年11月12日、山北町議会議長、府川輝夫殿。

請願者「山北町議会議員定数2名削減と2期8年の無投票を許さない会」
山北町山北1391、代表、高橋庸祐。

以上でございます。

議長 請願の朗読が終わりました。

請願第5号、山北町議会議員の定数を2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願書は、昨日、議会運営委員会提案のとおり、山北町議会議員委員会条例第4条及び第5条の規定により議長を除く13人の議員を委員として構成する「山北町議会議員の定数2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願に関する特別委員会」を設置し、山北町議会会議規則第92条の規定により当委員会に付託の上、審査したいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないものと認め、よって山北町議会議員の定数2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願書については、13人の委員をもって構成する山北町議会議員の定数2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願に関する特別委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

この間に山北町議会議員の定数を2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願に関する特別委員会の委員長、副委員長を互選し、議長まで御報告をお願いしたいと思います。

再開は、2時25分といたします。401号室のほうでお願いしたいと思います。

ここで暫時休憩といたします。(午後2時13分)

議長 少し時間が早いんですけども、皆さんお集まりですので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。(午後2時22分)

山北町議会議員の定数2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願に関する特別委員会の委員長、副委員長について、互選の結果報告がありましたので発表をいたします。

委員長に、瀬戸顯弘議員。副委員長に、鈴木登志子議員。正副委員長は、山北町議会委員会条例第6条の規定により決しました。

山北町議会議員の定数を2名削減と来春4月の町議会議員選挙の実施を目指すことを求める請願に関する特別委員会は12月6日、午前9時から401会議室にて開会いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたします。
(午後2時23分)